

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）の趣旨に基づき、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、佐賀県下の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体相互間の協力応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備、避難立ち退き等の大綱を明示し、もって水防の万全を期することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところによる。

- 1 佐賀県水防本部
県内における水防を総括するため佐賀県県土整備部に常設するものをいう。
- 2 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）
水防の責任を有する市町をいう。
- 3 指定水防管理団体（法第 4 条）
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて知事が指定した団体をいう。
- 4 水防管理者（法第 2 条第 3 項）
水防管理団体である市町長をいう。
- 5 消防機関（法第 2 条第 4 項）
消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。
- 6 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）
消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう。
- 7 量水標管理者（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）
量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。
- 8 洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項）
知事又は国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。
- 9 水位周知河川（法第 13 条）
知事又は国土交通大臣が、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。
- 10 水防警報（法第 2 項第 8 項、法第 16 条）
河川、海岸について洪水、津波又は高潮により災害が発生するおそれがあるとき、知事又は国土交通大臣が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 11 水位到達情報
水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報、及び氾濫発生情報のことをいう。
 - (1) 【警戒レベル 1 相当】水防団待機水位（通報水位）
量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

(2) 【警戒レベル2相当】氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

(3) 【警戒レベル3相当】避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(4) 【警戒レベル4相当】氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

12 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体等の責任

その管轄区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (11) 緊急通行（法第19条）
- (12) 警戒区域の設定（法第21条）
- (13) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (14) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (15) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、第26条）
- (16) 公用負担（法第28条）
- (17) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (18) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (19) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項、第3項）
- (20) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- (21) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (24) 消防事務との調整（法第50条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。(法第3条の6) 具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定 (法第4条)
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表 (法第7条第1項、第7項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第22条の2)
- (4) 都道府県水防協議会の設置 (法第8条第1項)
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知 (法第10条第3項)
- (6) 洪水予報の発表及び通知 (法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第12条)
- (8) 水位情報の通知及び周知 (法第13条第2項、第3項)
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知 (法第13条の4)
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第14条)
- (11) 大規模氾濫減災協議会の設置 (法第15条の10)
- (12) 水防警報の発表及び通知 (法第16条第1項、第3項、第4項)
- (13) 水防信号の指定 (法第20条)
- (14) 避難のための立退きの指示 (法第29条)
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示 (法第30条)
- (16) 水防団員の定員の基準の設定 (法第35条)
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言 (法第48条)

3 国土交通省（筑後川河川事務所長、武雄河川事務所長、佐賀河川事務所長）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第22条の2)
- (2) 洪水予報の発表及び通知 (法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第12条)
- (4) 水位情報の通知および周知 (法第13条第1項)
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知 (法第13条の4)
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第14条)
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置 (法第15条の9)
- (8) 水防警報の発表及び通知 (法第16条第1項、第2項)
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示 (法第31条)
- (10) 特定緊急水防活動 (法第32条)
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言 (法第48条)

4 気象庁長官（佐賀地方気象台長）の責任

洪水等の予報の周知 (法第10条第1項)

5 一般県民等の義務

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者をして水防に従事させることができる。(法第24条)

また、県民は水害が予想される場合は、水防に協力するように努めなければならない。

第4節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

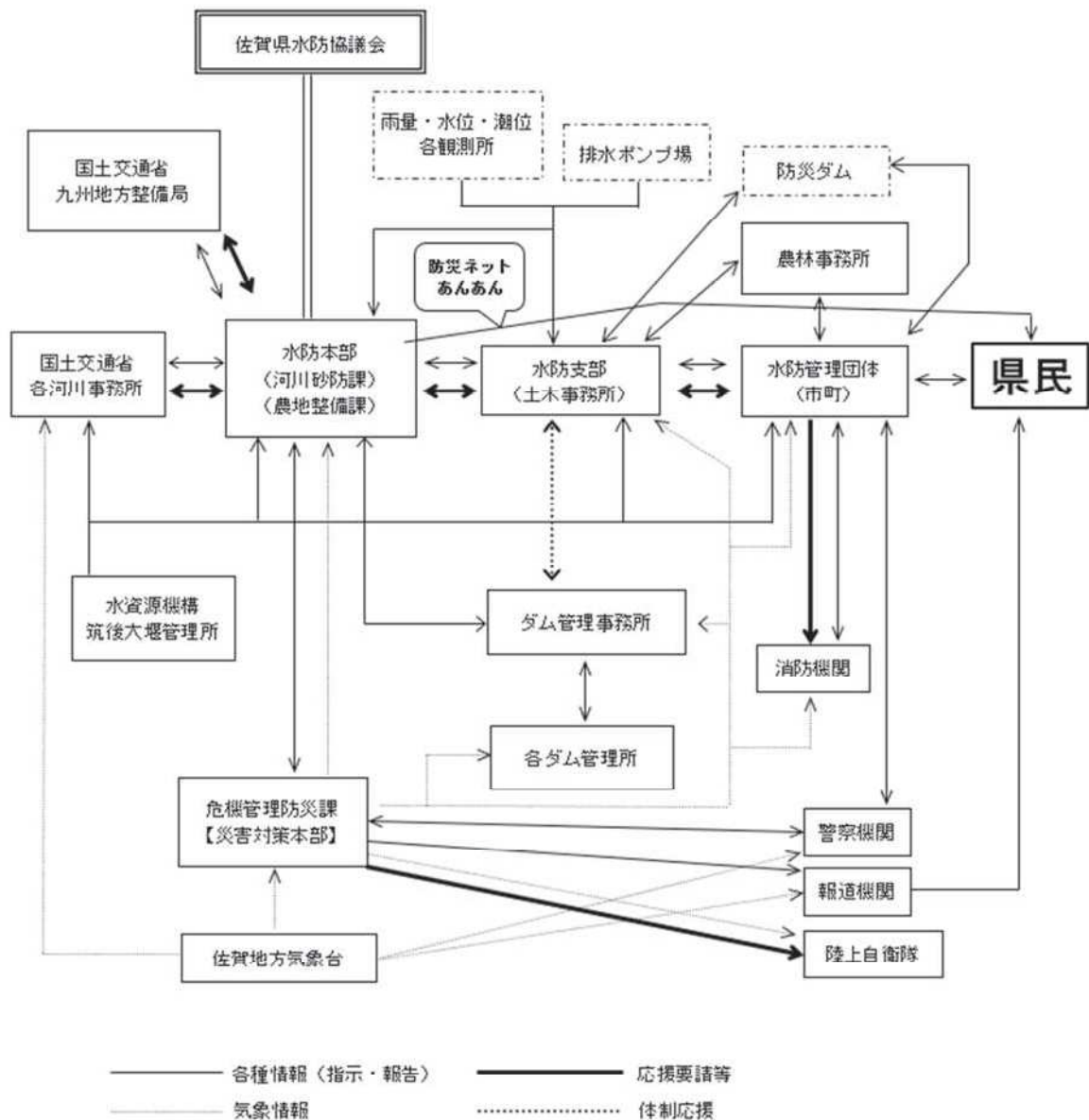
- ・水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員の安全確保のため、事前に活動可能な時間等を水防団員等に周知し、共有する。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

第1節 県内における水防組織

- 1 県は水防の統轄連絡をはかるため、佐賀県水防本部及び支部を常設し、法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定による水防に関係のある気象状況の通知を受けたときは、その危険が解消するまでの間、水防配備体制をとる。
- 2 水防本部は佐賀県県土整備部に、支部は各土木事務所に置く。
- 3 水防本部は知事を本部長とし、関係各課（建設・技術課、農地整備課、下水道課、まちづくり課、河川砂防課、道路課、港湾課、ほか県土整備部所管課）職員で各課の長があらかじめ定める者をもって編成する。
- 4 支部は各土木事務所の長を支部長とし、その職員をもって編成し、各土木事務所を単位に5支部を設ける。
- 5 県の水防組織は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により県に災害対策本部が設けられた場合、災害対策本部に包括され水防事務を処理する。詳細については、佐賀県地域防災計画及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

（1）水防体制



(2) 水防配備体制

次の３段階の水防配備体制をとり、常時の勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行うとともに、実態に即応して勤務者を適宜交替させるなど、長期間にわたる非常時勤務活動の完璧を期する。配備につく時期の指定は、水防本部副本部長が下表に従い発するものとする。

ただし、気象状況の急変により副本部長の指示を受けるいとまがない時は、総括班長、各水防支部長が発し、その結果を速やかに副本部長に報告するものとする。各水防支部においては地域的气象状況を十分勘案し、水防本部及び近隣支部と連絡を密にし、適切な配備体制にいつでも入れるように配慮しておかなければならない。

配備の種類	配備体制	指令の種類	配備指令を発する時期
第１配備（準備）体制	最少の人員（２名以上）をもってこれにあたり、主として情報連絡活動を行い事態の推移により直ちに招集その他の活動ができる体制	第１配備（準備）指令	大雨注意報、洪水注意報等、水防に関係のある気象の注意報を受け具体的水防活動を必要とするまでにはまだかなり時間的余裕があると判断される場合で、 <u>※必要と認めるとき</u>
第２配備（警戒）体制	少数の人員（４名以上）をもってこれにあたり、連絡活動を行い水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	第２配備（警戒）指令	大雨警報、洪水警報等水防に関係のある気象の警報を受け水防事態発生が予想されるとき
第３配備（非常）体制	所属人員の全員をもって水防活動にあたる体制	第３配備（非常）指令	事態が切迫し、早急に水防活動を行う必要があると予想されるとき

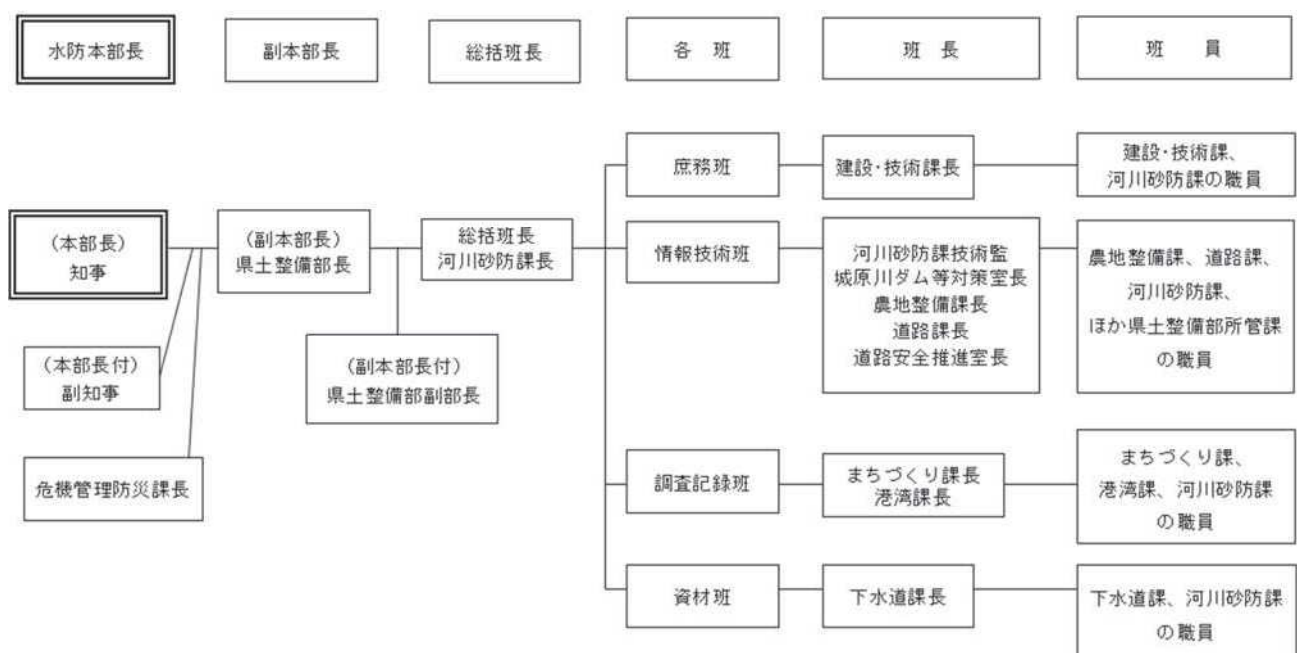
（この指令は、事態に応じ準備指令から直ちに非常指令を発することもある。）

※例）降雨がない場合の潮位の上昇による高潮注意報で水防の必要性がない場合など

(3) 水防本部の編成及び分担任務

ア. 水防本部の編成

勤務時間中は河川砂防課のみ（必要により、農地整備課を含む）で対処し、時間外の場合は、下記の編成表に基づき人員を配置する。



イ. 各班の分担任務

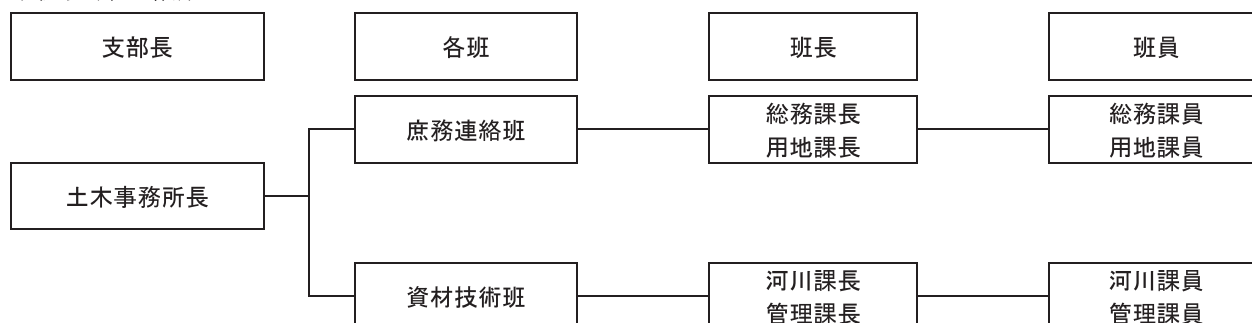
庶務班	本部員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、その他他班に属さない一般庶務
情報技術班	気象注意報・警報の授受、雨量情報等の収集伝達、土砂災害警戒情報に関する気象台との協議、土砂災害警戒情報の伝達、水防工法に係る情報提供、緊急対策の検討・策定、県庁内連絡調整・HPへの掲載
調査記録班	各種記録及び被害状況の調査・統計、写真撮影
資材班	水防用資材の調達・輸送、水防人員の応援

(4) 水防支部等の編成及び分担任務

ア. 水防支部等の編成

水防支部等は以下の基準に準じて支部ごとに支部の編成事務分担を定めなければならない。なお、水防支部配備編成表は水防本部へ報告するものとする。

＜水防支部の編成＞



注) 課名は適宜、読み替えることとする。

イ. 各班の分担任務

庶務連絡班	支部員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務
資材技術班	気象注意報・警報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、水防工法に係る情報提供、緊急対策の策定・樹立、水防用資材の調達・輸送、水防人員の応援

ウ. ダム管理事務所の分担任務 (県管理ダム)

庶務連絡班	所員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務
技術班	気象注意報・警報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、緊急対策の樹立、各ダムの洪水対応状況の情報収集

エ. 農林事務所の分担任務 (海岸、ため池)

庶務連絡班	所員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務
技術班	気象注意報・警報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、緊急対策の樹立

第2節 水防管理団体

1 指定水防管理団体

県内の水防管理団体は次のとおり 20 団体である。うち水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として指定した団体は◎印のとおり 18 団体である。
(昭和 43 年 4 月 1 日佐賀県告示第 131 号)

R7. 4. 1現在				
土木 事務所	水防管理団体	分団数	消防団員	消防職員
佐賀	◎ 佐賀市	47	3,026	454
	◎ 多久市	5	319	
	◎ 小城市	12	724	
東部	◎ 神埼市	8	907	146
	◎ 吉野ヶ里町	9	444	
	◎ 鳥栖市	6	306	
	基山町	—	161	
	◎ みやき町	3	480	
	◎ 上峰町	6	136	
唐津	◎ 唐津市	45	2,938	182
	玄海町	4	327	
伊万里	◎ 伊万里市	11	827	131
	◎ 有田町	4	407	
杵藤	◎ 武雄市	10	1,242	203
	◎ 大町町	2	180	
	◎ 江北町	3	310	
	◎ 白石町	10	950	
	◎ 鹿島市	6	650	
	◎ 太良町	5	500	
	◎ 嬉野市	7	900	
合 計		203	15,734	1,116

2 水防体制

水防管理団体の水防体制については、県に準ずるものとして水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。なお、水防配備につく時期及び解除については、国土交通大臣及び知事の発する水防警報その他状況判断のうえ、水防管理者が自主的に行うべきであるが、水防上緊急を要する時は、法第 30 条に基づき知事が指示することができる。消防機関職員の出動の基準を示すとおおむね次のとおりである。

〈消防機関職員の出動の基準〉

(1)待機	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇等の見込みがあるとき及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき。土砂災害警戒情報等が発表されるなど必要と認めるとき。
(2)出動準備	水防団待機水位（通報水位）を越え、氾濫注意水位（警戒水位）を突破するおそれがあるとき及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮の危険を予知したとき。
(3)出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮の危険が切迫したとき。土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告が発令されたとき及び土砂災害危険箇所です自主避難があったとき。津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態であつ、必要と認めるとき。

第3節 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通省大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

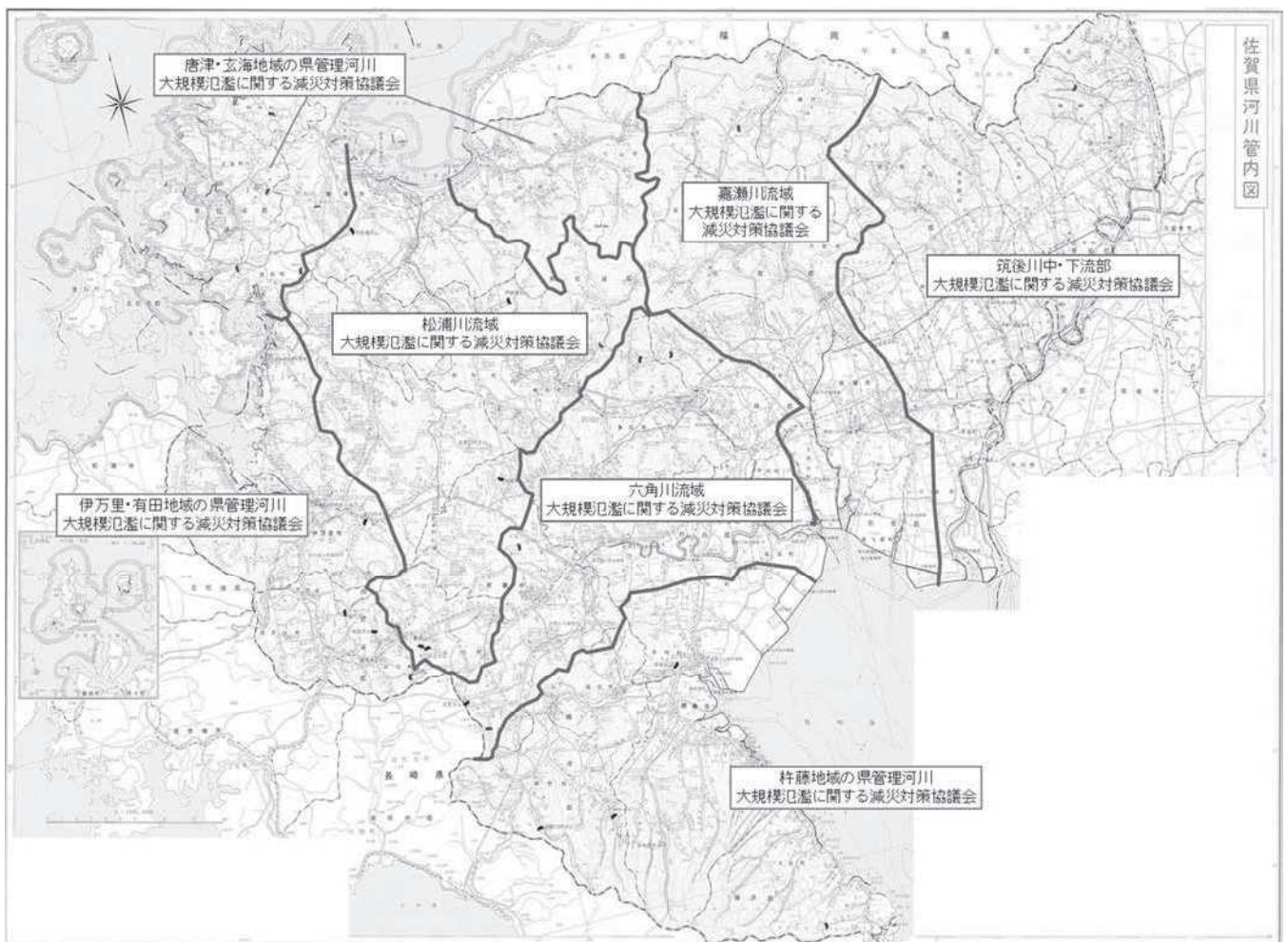
県内の大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会の現況は、次のとおりである。

(1) 国管理河川

- ・筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・嘉瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・松浦川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・六角川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

(2) 県管理河川

- ・唐津・玄海地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・伊万里・有田地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・杵藤地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会



第3章 水防通信連絡

第1節 県の通信連絡

通信連絡の確保は水防活動の根源である。特に大災害時に発生する通信混乱の対策確立と連絡の迅速確実な実施を期するため、有線及び無線通信施設の有効利用に努めるものとする。

(1) 無線通信施設

現在、県の無線通信施設としては、防災行政無線、水防マイクロ無線があり、水防活動に必要な情報の収集、伝達に使用している。

防災行政無線は県庁～県現地機関～市町、消防本部間を、また、水防マイクロ無線は国土交通省～国土交通省出先機関～都道府県間を、防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するため使用する。

水防時に活用する回線系統図及び構成は別表2のとおりである。

(2) 専用通信施設の使用

水防上緊急を要する通信については、水防法第27条、災害対策基本法第57条、第79条及び電波法第52条の規定により、次の専用通信施設を使用することができる。

警察通信施設、国土交通省通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設、また、必要な場合は、アマチュア無線の協力を受けることができる。

県内の主な無線局は、別表4のとおりである。

(3) 災害時優先電話

専用通信施設が利用できない場合または利用することが困難な場合、水防関係で緊急を要する連絡は、有線電気通信法第8条の規定により、優先的に取り扱うことができる。

なお、水防関係施設に設置の電話回線で通信の確保に最低限必要な回線について、あらかじめN T Tと関係機関で定めた回線（災害時優先電話）からの発信は、通信輻輳時に実施される通話の規制に関わらず、利用することができる。

災害時優先電話番号は、別表3のとおりである。

(4) 報道機関の利用

水防本部は各種災害対策事項の伝達については、報道課を通じ放送局及び新聞社等の全面的な協力によってこれを報道するものとし、県内各機関及び住民は報道聴取の徹底に努める。また、停電時に対処しうるため、ラジオ等を備えるように努めるものとする。

第2節 水防管理団体の通信連絡

水防管理団体についても、県に準じて迅速な通信連絡をはかり、かつ電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めるものとする。

防災行政無線通信施設の設置、有線電気通信施設の優先利用、専用通信施設の使用はもとより、各地区等との連絡について有線放送等の管理者と、その施設を水防に利用できるよう措置しておくものとする。

第3節 水防情報室の設置

(1) 情報管理・収集

水防情報として、水防テレメータ、河川情報センター、国土交通省レーダー雨量を活用してきたが、これに加え平成14年度から、雨量、水位について国土交通省の保有するデータの相互交換の協定を結び活用できるようにした（協定1）。

また、防災画像についても、平成14年度から相互協定を締結したことから、被災現場のヘリ画像、衛星通信車画像を受け、リアルタイムで迅速な災害対応を図っている（協定2）。

堤防の背後地が広大な低平地で、高潮による危険性が高い有明海沿岸地域については、平成26年度に海岸堤防へ監視カメラを4箇所（川副海岸、東与賀海岸、白石・有明海岸、鹿島海岸）設置した。また平成30年度から河川監視カメラを水位周知河川やその他洪水による危険性が高い地域など現在76箇所に設置をし、水防HP（すい坊くんPC版 <https://kasen.pref.saga.lg.jp/gispub>）から現地の状況を確認できるようにした。

雨量観測所については別表5、水位観測所については別表6のとおりである。

(2) 河川情報センターの活用

河川に関する情報提供の一元的機関を目指して昭和60年10月に設立された河川情報センターからインターネットを通じ配信される川の防災情報等の水位情報により、水防体制の強化を図っている。

(3) 水防テレメータの活用

河川砂防課内に水防情報室を設置したことにより、県設置の観測施設をはじめ、ダム、排水ポンプ場や国土交通省設置の観測局データまで、県内の水防情報を一元管理できるようになった。

現在、水位142地点（内90地点は危機管理型水位計）、雨量126地点、風向・風速・潮位5地点、補助ダム13地点、河川カメラ153地点、海岸カメラ4地点の水防情報をテレメータで管理し、庁内イントラネット及び一斉指令システムにより関係機関向けに公開している。

また、平成18年度より国土交通省が河川局、道路局、気象庁、都道府県のテレメータデータをインターネットで閲覧するシステム（市町村向け「川の防災情報」）の運用を開始し、市町村の水防活動支援を行っている。

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した水位計であり、河川周辺の住民の避難に役立てるために設置する水位計である。

第4節 主要電話番号等一覧表

1. 国土交通省関係

機関名	電話番号（代表）	FAX番号	マイクロ無線電話
治水課	03-5253-8111	03-5253-1604～1605	8-80-3318
防災課	03-5253-8111	03-5253-1607～1608	8-80-3423（災害統計係）
九州地方整備局	092-471-6331	092-476-3473	8-89-3776（水防企画係） 8-89-3771（ダム管理係）
筑後川河川事務所	0942-33-9131	0942-35-0224	8-732-351（流域治水課長）
佐賀河川事務所	0952-41-8801	0952-41-8802	8-735-351（流域治水課長）
武雄河川事務所	0954-23-5151	0954-23-0601	8-781-351（流域治水課長）
佐賀国道事務所	0952-32-1151	0952-33-3113	8-734-431（管理第一課長）

2. 県関係 *佐賀県庁（代表） 0952-24-2111

機関名	電話番号（代表）	FAX番号	マイクロ無線電話	
河川砂防課	0952-25-7161 0952-25-7162 0952-25-7490	0952-25-7277	741 5031	4605（FAX）
道路課	0952-25-7155 0952-25-7156	0952-25-7276	5034	4602
水防情報室	0952-25-7173	0952-25-7169	5000, 5100, 5101	86-5044, 5059
危機管理防災課	0952-25-7140	0952-25-7262	700, 726, 733	7811
危機管理センター	0952-23-2211 0952-23-5392 0952-24-2974	0952-25-7020 0952-25-7262	711, 712, 713 714, 715	4520
佐賀土木事務所	0952-24-4345	0952-26-8038	51-588	51-609
東部土木事務所	0942-83-4176	0942-83-4183	80-530	53-608
唐津土木事務所	0955-73-2861	0955-75-0457	55-544	55-609
伊万里土木事務所	0955-23-4151	0955-22-3449	56-520	56-609
杵藤土木事務所	0954-22-4184	0954-23-9764	57-602, 603	57-608
佐賀中部農林事務所	0952-31-3281	0952-33-4579	50-453	50-659
東部農林事務所	0952-55-9760	0952-53-0335	52-651	52-659
唐津農林事務所	0955-73-1661	0955-75-0578	55-444	55-659
伊万里農林事務所	0955-23-5171	0955-23-0057	56-440	56-659
杵藤農林事務所	0954-63-5111	0954-62-5159	58-440	58-659
ダム管理事務所	0954-23-7327	0954-22-2776	57-574	57-619
伊岐佐ダム管理所	0955-62-3892	0955-62-3892	55-615	55-616
平木場ダム管理所	0955-74-4717	0955-74-4717	55-605	55-606
有田ダム管理所	0955-42-3394	0955-42-3394	56-695	56-696
竜門ダム管理所	0955-46-4151	0955-46-4151	56-691	56-692
都川内ダム管理所	0955-22-2682	0955-22-2682	56-693	56-694
本部ダム管理所	0954-26-2181	0954-26-2181	57-693	57-694
矢筈ダム管理所	0954-28-2150	0954-28-2150	57-695	57-696
狩立・日ノ峯ダム管理所	0954-45-4617	0954-45-4617	57-615	57-616
岩屋川内ダム管理所	0954-43-2092	0954-43-0503	58-691	58-692
深浦ダム管理所	0954-65-3575	0954-65-3577	57-691	57-692
横竹ダム管理所	0954-43-8595	0954-43-8595	58-615	58-616
中木庭ダム管理所	0954-64-2515	0954-64-2515	57-697	57-698
井手口川ダム管理所	0955-29-3847	0955-29-3847	56-697	56-698

3. 市町村その他関係機関

機関名	電話番号(代表)	FAX番号	マイクロ無線電話
河内防災ダム管理事務所	0942-83-4300	—	88-611
岸川防災ダム管理事務所	0952-75-2477	—	88-612
佐賀土地改良区 北山ダム管理事務所	0952-57-2013	—	51-691
水資源機構寺内ダム管理所	0946-22-6713	0946-24-1561	
水資源機構筑後大堰管理所	0942-26-4551	0942-26-2031	
九州農政局有明海岸保全事務所	0952-22-4151	0952-29-7850	

4. 関係官公署及び通信・報道機関

機関名	電話番号(直通)	FAX番号	備 考
陸上自衛隊 久留米駐屯地	0942-43-5391	0942-43-5391	内線 昼は320. 321. 322 夜間は302 FAX314. 334
佐賀県警察本部	0952-24-1111	0952-29-7709	県防災行政無線電話743(警備第二課)
佐賀地方気象台	0952-32-7026	0952-32-7028	県防災行政無線電話771
九州旅客鉄道(株) 博多保線区鳥栖管理室	0942-83-4018	0942-83-4018	電話連絡でfax切替後に送信
九州旅客鉄道(株) 佐賀鉄道事業部	0952-23-2939	0952-23-3085	電話連絡でfax切替後に送信
九州電力(株)佐賀支店	0952-33-1485	0952-33-1212	佐賀支店技術部土木建築グループ
西日本電信電話(株)佐賀支店	0952-36-5518	0952-34-1933	エリアマネジメント部門災害対策担当
佐賀陸運支局	0952-30-7271	0952-30-7287	
NHK佐賀放送局	0952-28-5000	0952-28-5002	県防災行政無線電話 773
S T S サガテレビ	0952-23-9111	0952-23-0030	県防災行政無線電話 775
N B C 佐賀放送局	0952-22-1460	0952-24-1096	県防災行政無線電話 774
エフエム佐賀	0952-25-7790	0952-29-7200	県防災行政無線電話 776

5. 水防管理団体

水防管理団体名	電話番号(代表)	FAX番号	県防災行政無線	所管土木事務所
佐 賀 市	0952-24-3151	0952-24-3187	8-9-201-1241	佐 賀
小 城 市	0952-37-6111	0952-37-6163	8-9-208-2105	
多 久 市	0952-75-2111	0952-75-2110	8-9-204-336	
神 埼 市	0952-52-1111	0952-52-1120	8-9-210-1218	東 部
吉 野 ケ 里 町	0952-53-1111	0952-53-6571	8-9-327-1201	
鳥 栖 市	0942-85-3500	0942-82-1994	8-9-203-3506	
基 山 町	0942-92-2011	0942-92-2084	8-9-341-311	
み や き 町	0942-89-1657	0942-89-1650	8-9-346-2253	
上 峰 町	0952-52-2181	0952-52-4935	8-9-345-232	
唐 津 市	0955-72-9111	0955-72-9180	8-86-202	唐 津
玄 海 町	0955-52-2115	0955-52-5008	8-9-387-375	
伊 万 里 市	0955-23-2484	0955-22-4562	8-9-205-2511	伊万里
有 田 町	0955-46-2111	0955-46-2100	8-9-401-1202	
武 雄 市	0954-23-9111	0954-23-9115	8-9-206-420	杵 藤
大 町 町	0952-82-3111	0952-82-3117	8-9-423-224	
江 北 町	0952-86-2111	0952-86-2130	8-9-424-222	
白 石 町	0952-84-2111	0952-84-6611	8-9-425-220	
鹿 島 市	0954-63-2111	0954-63-2129	8-9-207-315	
嬉 野 市	0954-66-3111	0954-66-3119	8-9-209-214	
太 良 町	0954-67-0311	0954-67-2425	8-9-441-212	

〔防災情報について〕

- 佐賀地方気象台 (URL:<https://www.data.jma.go.jp/saga/>)
 - ・気象観測資料や警報・注意報など



<スマホ向け>

- 佐賀県ホームページ (URL:<https://www.pref.saga.lg.jp/>)
 - ・「防災・減災さが」→観測情報「すい坊くん（佐賀県河川情報）」「佐賀県土砂災害危険度情報」で、県内の水位雨量、土砂災害情報など



<すい坊くん（スマホ用）>

- 国土交通省 筑後川河川事務所ホームページ (URL:<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>)
 - ・「防災情報」で筑後川、城原川、田手川の水位や雨量、カメラ映像など

- 国土交通省 武雄河川事務所ホームページ (URL: <https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>)
 - ・六角川、牛津川、松浦川、徳須恵川、巖木川の水位や雨量、カメラ映像など

- 国土交通省 佐賀河川事務所
 - ・嘉瀬川の水位や雨量、カメラ映像など (<https://www.qsr.mlit.go.jp/saga/>)
 - ・嘉瀬川ダムの雨量・水位・流入量・放流量など (<http://www.qsr.mlit.go.jp/kasegawa/>)
 - ・佐賀導水路関連の雨量・水位など
(URL:<http://www.qsr.mlit.go.jp/saga/bousai/PC/user/top.php>)

- 国土交通省 「川の防災情報」 (URL:<https://www.river.go.jp/index>)
 - ・全国の雨量、水位などの防災情報HP



- 国土交通省 防災情報提供センターホームページ
(URL: <https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)
 - ・国土交通省の防災関連ページ。リアルタイムレーダーがきれいに見えます。

- 国土交通省 佐賀国道事務所ホームページ (URL:<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/>)
 - ・「防災・道路情報」→「佐賀国道管内道路情報」で、道路雨量情報、道路規制情報、道路工事情報など

(協定1)

河川情報の提供及び相互交換に関する協定書(全文改正)

洪水危機管理体制強化の観点から、国土交通省九州地方整備局並びに佐賀県が所有し管理する雨量・水位等のデータ(以下「河川情報」という。)の伝送及び伝送施設の管理について、国土交通省九州地方整備局長(以下「甲」という。)及び佐賀県知事(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定に伴い、平成14年3月12日付け「河川情報の提供並びに相互交換に関する協定書」は廃止する。

(伝送経路及び方法)

第1条 河川情報に関する伝送については、甲及び乙が配置した河川情報システムを多重回線及び専用線により接続し、相互に交換する(別図1)。

2 甲と乙は、河川情報に関して、常時、情報交換を行うものとする。

(情報の内容)

第2条 甲と乙が交換する情報の内容については、別表1及び別表2のとおりとする。

但し、別紙1及び別紙2について変更が生じた場合は、見直しができるものとする。

(資料の取り扱い)

第3条 甲と乙は、本協定により取得した河川情報について、洪水危機管理体制強化の観点から、出水時における防災機関や地域住民への防災情報として活用するとともに、平常時においても広く河川の情報として活用を図るものとする。

2 甲と乙は、本協定により取得した河川情報については、それぞれ次の機関の利用に提供できるものとする。

(1) 甲 国土交通省及び国土交通省所属の各機関

(2) 乙 佐賀県及び佐賀県所属の各機関並びに管内各市町

3 甲が本協定により取得した乙の河川情報については、九州内の他県、財団法人河川情報センター及び一般住民へ、防災情報として提供することについて、乙は異論等ないものとする。

4 乙が本協定により取得した甲の河川情報について、一般住民へ防災情報として提供することについて、甲は異論等ないものとする。

(運用・管理等)

第4条 運用、保守、点検、経費負担等に係る責任分界点は、別図1のとおりとする。

甲及び乙は、システムを計画的に停止する場合に、事前に相互に連絡調整するとともに、故障などによる停止その他システムに異常が発生し情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取

り復旧に努めることとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成18年3月31日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに、甲または乙から協定改廃の申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定を締結した証として本書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年3月31日

(甲) 国土交通省 九州地方整備局長 宮 田 年 耕

(乙) 佐 賀 県 知 事 古 川 康

(協定2)

防災画像情報の相互提供に関する協定

国土交通省九州地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と佐賀県県土づくり本部長（以下「乙」という。）とは、甲または乙が収集した防災画像情報（以下「画像情報」という。）を相互に提供することについて、次のとおり協定する。

なお、「防災画像情報の相互提供に関する協定」（平成16年11月18日）については、廃止する。
(提供情報の種類等)

第1条 甲または乙が相互に提供する画像情報は、甲または乙が独自に収集した災害発生状況、災害復旧状況、防災訓練などの防災活動に関するものに限るものとする。

(情報提供の手続き)

第2条 画像情報の提供に当たっては、甲乙相互に協調して行うものとする。

(提供情報の処理)

第3条 甲または乙は、提供された画像情報については、乙または甲の了解を得た関係機関へ配信できるものとする。

(情報提供の方法及び運営)

第4条 甲乙相互に行う情報提供及び運営は、「建設省と佐賀県との間を結ぶ通信回線の運営に関する協定」に基づき、行うものとする。

(情報提供の開始時期)

第5条 甲乙相互の画像提供は、平成17年5月19日から開始するものとする。

(経費の負担)

第6条 画像情報の提供に要する経費については、甲乙それぞれが負担するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、平成18年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙のいずれからこの協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて、九州地方整備局企画部防災課長と佐賀県県土づくり本部河川砂防課長が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年 5月19日

甲 国土交通省 九州地方整備局
企画部長 田中 慎一郎

乙 佐賀県
県土づくり本部長 大西憲治

第4章 水位の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測

1 水位観測所

県内の水位観測所は、県管理の水位観測所が河川で128か所（うち危機管理型水位計57か所）、ダム等で40か所ある。また、国管理の水位観測所が河川で72か所（うち危機管理型水位計37か所）ある。（別表6）

2 潮位観測所

県内の潮位観測所は、県管理の潮位観測所が6か所、国土交通省管理の潮位観測所が2か所、気象庁管理の潮位観測所が1か所ある。（別表8）

3 カメラ監視局

県内のカメラ監視局は、県管理の河川カメラ監視局が52か所、ダム等で24か所、海岸カメラ監視局が4か所、国管理の河川カメラ監視局が122か所ある。（別表7）

第2節 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、次の事項を正確迅速に水防支部に通報し、水防支部は直ちに本通報を水防本部及び関係水防管理者に通報しなければならない。

1 通報事項

別表6に示す水防団待機水位（通報水位）に達し又は減水後同水位に復したとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達し又は減水後同水位に復したときは、各々その時刻を、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、同水位に復するまで毎時その水位を、最高水位に達し減水に向かうときは、水位と時刻をそれぞれ通報しなければならない。

2 通報の要領

通報は第3章第1節「県の通信連絡」等により、防災無線その他もっとも正確かつ迅速な方法で行わなければならない。

第3節 水位の公表

量水標管理者は、次の事項を正確迅速に公表しなければならない。

1 公表事項

別表6に示す氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

2 公表の要領

県HPの「すい坊くん」の「水位現況表」に掲載することにより行う。

第4節 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、欠測等が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、その状況を関係機関等に速やかに周知する。

また、欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

第5節 雨量の観測

1 雨量の観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が99か所ある。また、国管理の雨量観測所が河川で44か所、市町等その他が管理する雨量観測所が39か所ある。（別表5）

第6節 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の公表

1 県管理河川

水防支部は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報を正確迅速に関係水防管理団体及び水防本部に通知し、水防本部は報道機関等を通じて、住民に周知する。

（1）通知及び周知事項

第7節に示す、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して通知しなければならない。

（2）通知及び周知の要領

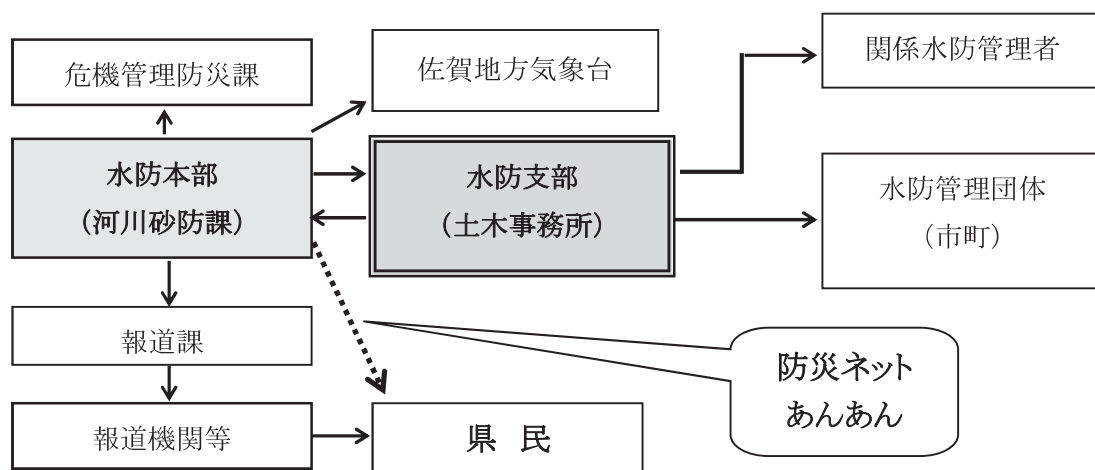
通知については、第2節の水位の通報に同じ。また、住民への周知については報道機関、県の「防災ネットあんあん」等を通じて行う。

2 国管理（直轄）河川

水防本部は、国土交通省各河川事務所から第7節に示す氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の通知を受けたときは、直ちに水防支部を通じて、関係水防管理団体に通知する。

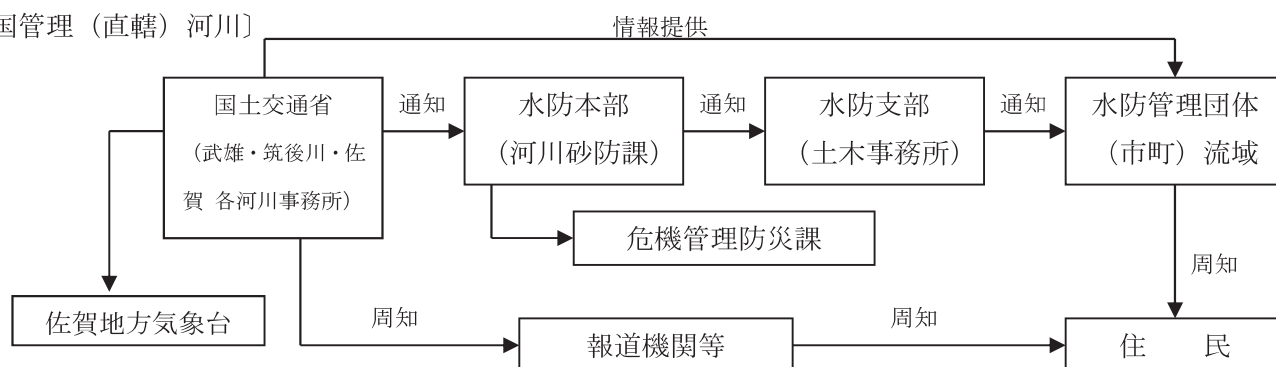
【氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の経路】

〔県管理河川〕



※県管理河川についての氾濫危険水位情報の発表・解除の通知及び周知は次項の様式により行う。

〔国管理（直轄）河川〕



第7節 水位の基準

別表6の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）相当水位は以下の基準の他、危険と判断される水位に達するまでの行動に必要な時間、頻度等を総合的に判断して決定した。

1 【警戒レベル1相当】水防団待機水位（通報水位）

氾濫注意水位（警戒水位）の8割程度とする。

2 【警戒レベル2相当】氾濫注意水位（警戒水位）

対象区間の状況、過去の洪水時の被害状況などから、災害発生水位と予想して定められるものであるが、通常は計画高水位の6割程度とし、また未改修部については堤防の上端（左右岸高低差がある場合は、低い上端を基準とする。）から5割程度とし、急流河川においてはこれよりさらに低くする。

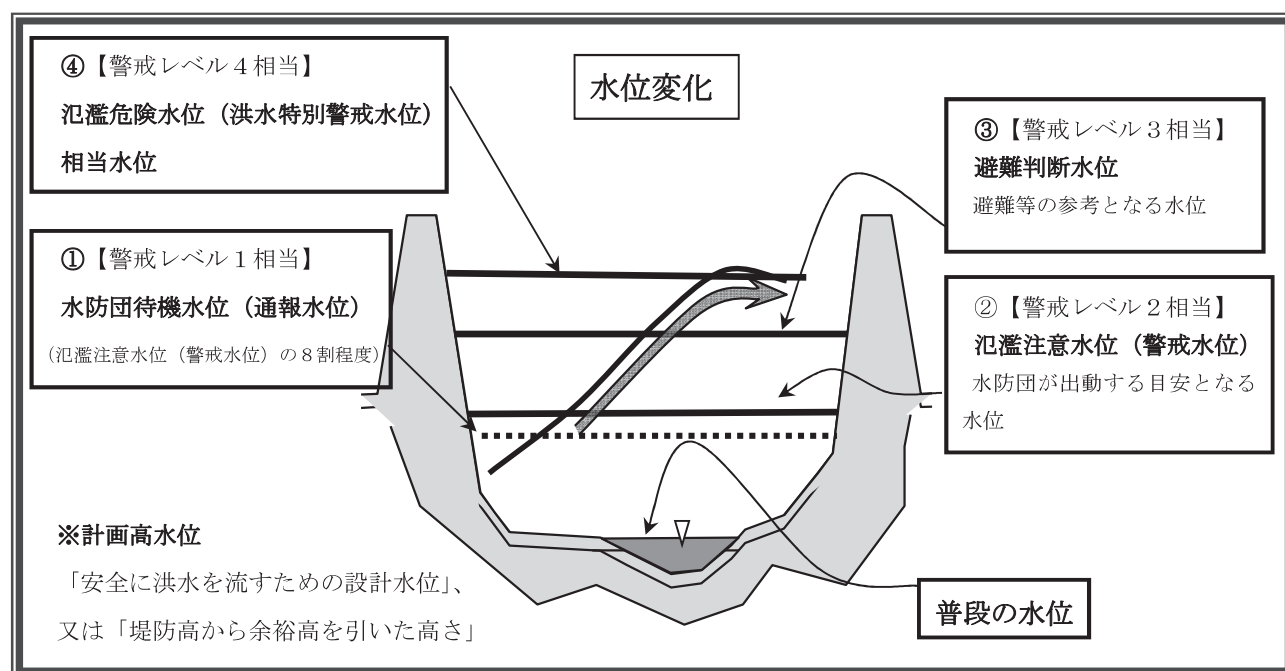
3 【警戒レベル3相当】避難判断水位

氾濫危険水位に到達するまでに、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定を行う。

4 【警戒レベル4相当】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）相当水位

計画高水位、もしくは越水又は溢水が発生するまでの間に、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇及び避難等に要する時間を考慮した水位のいずれか低い方の水位を設定する。

【参考】水位模式図



第8節 国土交通省が行う水位到達情報の通知

水防法第13条第1項に基づき、国土交通大臣が水位到達情報の通知及び必要に応じ周知する河川は次のとおりである。

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者および量水標管理者に通知する。

1 水位周知河川の実施区域（国土交通省）

水系名	河川名	実 施 区 間
筑後川	城原川	左岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで 右岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで
筑後川	佐賀江川	左岸 城原川合流点から幹川合流点まで 右岸 城原川合流点から幹川合流点まで
筑後川	田手川	左岸 佐賀県神埼市千代田町大字下坂字南川副2番の1地先から幹川合流点まで 右岸 佐賀県神埼市千代田町大字詫田二本松175番の4地先から幹川合流点まで
筑後川	宝満川	左岸 福岡県小郡市大字二森字馬洗川1725番の7地先の端間橋下流端から幹川合流点まで 右岸 福岡県小郡市大字二森字馬洗川1725番の7地先の端間橋下流端から幹川合流点まで
嘉瀬川	祇園川	左岸 佐賀県小城市三日月町堀江字堀江二十二1189番の2地先堀江橋から合流点まで 右岸 佐賀県小城市三日月町五十四字深町709番地先堀江橋から幹川合流点まで

2 氾濫危険水位の意義

水防法の改正において、住民の避難等に資する洪水情報を的確に提供するため、洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川、「水位周知河川」（十分な精度で水位予測を行うことが困難である主要な中小河川）において、「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位」を氾濫危険水位として定め、河川の水位が当該水位に達したときは、地域住民の迅速かつ的確な避難に資するよう周知を図る。

3 氾濫危険水位到達情報の基準（国土交通省）

河川名	基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	堤防設計水位 (m)
佐賀江川・城原川	日出来橋 (神埼市神埼町竹)	2.50	3.50	4.32	4.51
田手川	田手橋 (吉野ヶ里町田手)	1.80	2.90	3.52	—
宝満川	端間 (小郡市端間)	3.60	4.00	4.65	6.05
祇園川	徳万 (佐賀市久保田町徳万)	—	6.70	8.70	8.71

第9節 県が行う水位到達情報の通知

水防法第13条第2項に基づき、県知事が水位到達情報の通知及び必要に応じ周知する河川は次のとおりである。

河川名	基準地点	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	氾濫危険水位 から天端までの 余裕高 (m)
秋光川	いいだばし 飯田橋 (鳥栖市飯田町)	2.60	3.40	4.00	0.60
秋光川	うしかいばし 牛会橋 (基山町園部)	2.20	2.70	3.30	0.60
大木川	さかいうえばし 酒井上橋 (鳥栖市酒井西町)	2.90	3.10	3.38	1.52
安良川	さいつばし 幸津橋 (鳥栖市幸津町)	2.00	2.86	3.24	1.08
寒水川	なかつくま8ごうばし 中津隈8号橋 (みやき町中津隈)	1.70	1.90	2.40	3.10
通瀬川	こぼるばし 小原橋 (みやき町東尾)	1.10	1.20	1.60	0.60
田手川	ひろえんばし 広円橋 (吉野ヶ里町田手)	2.60	4.80	5.20	0.20
城原川	あさひばし 朝日橋 (神崎市神崎町城原)	3.00	3.87	4.13	1.57
巨勢川	がっこうばし 学校橋 (佐賀市兵庫町渚)	TP 2.90	TP 3.70	TP 3.96	0.60
八田江	ふなつ 船津 (佐賀市川副町西古賀)	TP 2.00	TP 3.10	TP 3.30	0.30
佐賀江川	えがみ 江上 (佐賀市北川副町江上)	TP 2.00	TP 2.80	TP 2.89	0.71
本庄江	いましげばし 今重橋 (佐賀市西与賀町厘外)	TP 2.91	TP 2.91	TP 3.10	1.21
祇園川	ぎおん 祇園 (小城市小城町)	1.50	2.30	2.57	0.43
福所江	さかいがわはし 境川橋 (小城市牛津町)	1.50	2.19	2.53	0.67
晴気川	ふなだばし 船田橋 (小城市小城町)	1.40	1.70	1.90	1.50
今出川	いまだばし 今出橋 (多久市北多久町多久原)	2.14	2.14	2.42	1.78

河川名	基準地点	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	氾濫危険水位 から天端までの 余裕高 (m)
中通川	きただばし 北田橋 (多久市北多久町小侍)	1.80	2.60	3.08	0.52
牛津江川	うしづえ 牛津江 (小城市牛津町)	3.10	3.26	3.37	1.53
玉島川	しんおかぐちばし 新岡口橋 (唐津市浜玉町)	2.10	2.80	3.10	1.70
半田川	おおばし 大橋 (唐津市鏡)	2.30	2.60	3.00	1.30
宇木川	くりさきばし 久里崎橋 (唐津市鏡)	1.70	1.80	2.20	0.60
横田川	はまさき 浜崎 (唐津市浜玉町)	TP 2.80	TP 2.83	TP 3.10	1.30
伊万里川	いわぐり 岩栗 (伊万里市立花町)	2.00	2.37	3.33	0.47
新田川	こがねはし 黄金橋 (伊万里市二里町八谷搦)	0.85	0.90	1.39	1.03
有田川	ながいで 長井手 (伊万里市二里町)	1.62	2.20	2.62	2.41
有田川	すがのはし 菅野橋 (有田町大野)	1.30	1.50	1.70	1.00
松浦川	たけうち 武内 (武雄市武内町真手野)	3.00	3.30	3.74	1.26
武雄川	すぎばし 杉橋 (武雄市武雄町)	2.40	3.47	3.71	0.69
高橋川	たかはし 高橋 (武雄市朝日町)	1.60	1.93	2.11	0.49
塩田川	しおたばし 塩田橋 (嬉野市塩田町馬場下)	4.43	4.52	5.44	2.65
鹿島川	くみちばし 組知橋 (鹿島市中村)	3.50	4.10	4.80	0.90
中川	がんばし 巖橋 (鹿島市三河内)	3.10	3.60	4.00	1.00
石木津川	いしきづ 石木津 (鹿島市古枝)	2.20	2.80	3.40	1.10

【警戒レベル4相当】〇〇川氾濫危険水位情報（発表）

令和 年 月 日
時 分 発表
土木事務所

川は、 時 分に、 市 橋の 観測
所で、避難指示の目安のひとつとなる水位であ
る、氾濫危険水位※ mに達しました。

周囲の状況を確認するとともに、市町長が発
する避難情報に注意してください。

※氾濫危険水位…水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

問い合わせ先

- 佐賀県 県土整備部 河川砂防課 水防情報室
電話 0952-25-7173
- 佐賀県 土木事務所
電話 — —

【警戒レベル4相当】〇〇川氾濫危険水位情報（解除）

令和 年 月 日
時 分 発表
土木事務所

川は、時 分に、市 橋の 観測
所で、避難指示の目安のひとつとなる水位であ
る、氾濫危険水位※ mを下回りましたが、今
後も引き続き注意してください。

※氾濫危険水位…水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

問い合わせ先

- 佐賀県 県土整備部 河川砂防課 水防情報室
電話 0952-25-7173
- 佐賀県 土木事務所
電話 — —

第5章 水 防 警 報

第1節 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保を配慮して通知するものとする。

なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

第2節 県が行う洪水・高潮時の河川に関する水防警報

知事は気象状況、水位の通報及び堤防などの巡視連絡等を総合的に判断し、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

また、水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

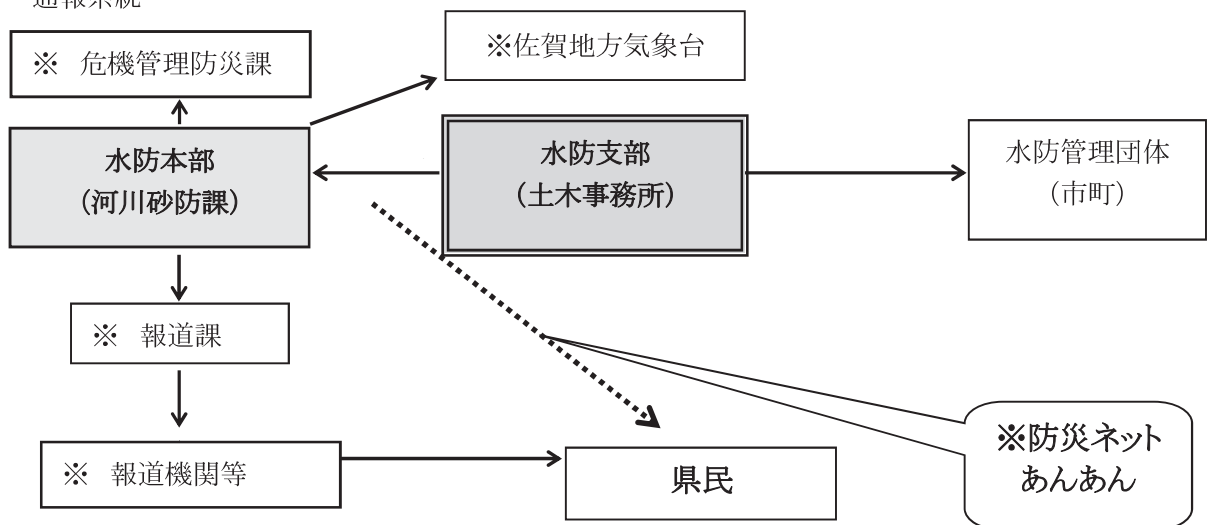
1 水防警報の発表者

洪水・高潮時の河川に関する水防警報は、水防支部長（土木事務所長）が発表するものとする。

2 種類及び発表基準

段 階	内 容
待機警報	量水標等の設置されている地点ごとに知事が定める通報水位である水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員に待機を水防支部長が警報するもの。
準備警報	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を行い水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を水防支部長が警報するもの。
出動警報	氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を水防支部長が警報するもの
解 除	氾濫注意水位を下り再び増水のおそれがないと思われるとき水防活動の終了を水防支部長が通知するもの
地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防支部長が水防警報を発表する。	

3 通報系統



第3節 高潮時の海岸に関する水防警報

知事は気象状況、雨量水位の通報及び堤防などの巡視連絡等を総合的に判断し、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

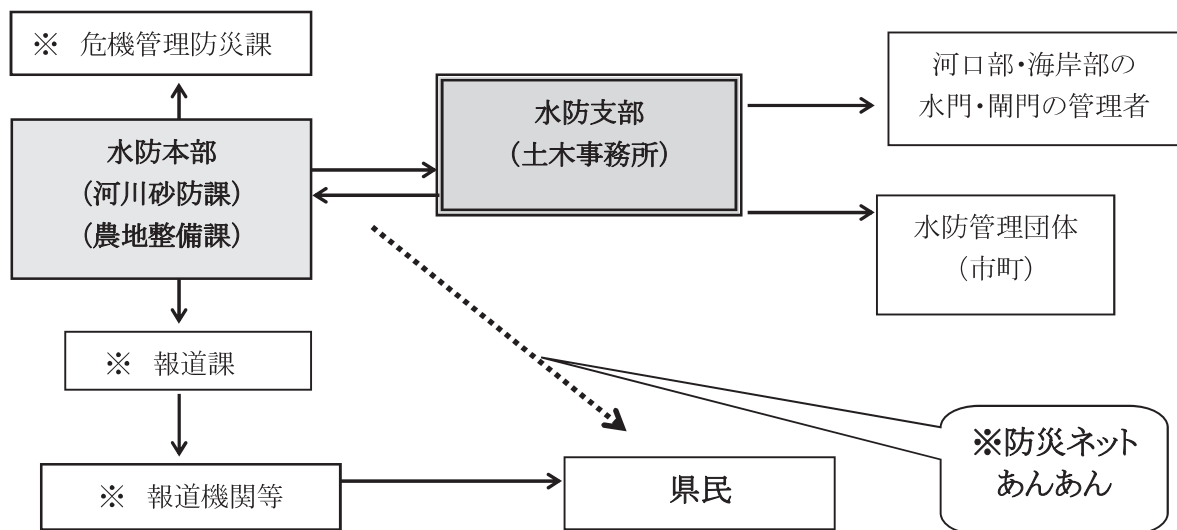
1 水防警報の発表者

海岸の水防警報は区域が数支部にわたり、ひとつの支部で判断が困難なものについては、本部長、それ以外は支部長が発表するものとする。

2 種類及び発表基準

段 階	内 容
待機警報	台風情報により台風接近が確実になったとき、水防に関係のある機関の職員に待機を警報するもの。
準備警報	台風が接近し、高潮の恐れがあると思われるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を行い水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を警報するもの。
出動警報	高潮水位に達し、なお、上昇が激しくなる見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を警報するもの
解 除	高潮水位を下り再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき水防活動の終了を通知するもの
地震による津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。	

3 通報系統



※高潮による出動警報の発表時のみ

水防警報の体系は、別表2（1）総合水防通信体系図による

第4節 県知事が水防警報を発表する河川及び海岸（洪水・高潮）

番号	河川及 海岸名	区 域	関係 市町	水防警報 発表者
1	佐賀江川	佐賀市紺屋町今宿橋から 県道市武諸富線蒲田津橋下流87メートルの地点まで	佐賀市	支部長
2	城原川	神崎市神埼町城原県道佐賀川久保鳥栖線菅生橋から 東佐賀導水路流入点まで	神崎市	支部長
3	巨勢川	佐賀市金立町大字薬師丸県道薬師丸佐賀停車場線 薬師丸橋100メートル上流から 佐賀江川合流点まで	佐賀市	支部長
4	田手川	神崎市神埼町田道ヶ里国道385号広円橋から 神崎市千代田町託田国道264号城東橋まで	神崎市 吉野ヶ里町	支部長
5	寒水川	三養基郡みやき町江口西寄橋から 県道西島筑邦線新橋まで	みやき町	支部長
6	通瀬川	三養基郡みやき町東尾県道北茂安三田川線通瀬橋から 県道江口東尾線江口北橋まで	みやき町	支部長
7	安良川	鳥栖市山浦町岸田橋から 鳥栖市幸津町鉄道橋まで	鳥栖市	支部長
8	大木川	鳥栖市曾根崎町国道3号八坂橋から 宝満川合流点まで	鳥栖市	支部長
9	秋光川	三養基郡基山町大字小倉国道3号秋光橋から 宝満川合流点まで	鳥栖市 基山町	支部長
10	牛津江川	小城市牛津町勝大井樋から 牛津川合流点まで	小城市	支部長
11	晴気川	小城市小城町晴気国道203号晴田橋から 牛津川合流点まで	小城市	支部長
12	今出川	多久市北多久町大字多久原国道203号今出川橋から 牛津川合流点まで	多久市	支部長
13	中通川	多久市北多久町大字小侍県道武雄多久線北田橋から 牛津川合流点まで	多久市	支部長
14	武雄川	武雄市武雄町大字武雄県道武雄塩田線第一笹橋から 武雄大橋まで	武雄市	支部長
15	高橋川	武雄市朝日町大字甘久享保橋から武雄川合流点まで	武雄市	支部長
16	松浦川	武雄市武内町梅野有ノ木橋から 武雄市若木町本部字野々瀬菰の尾井堰まで	武雄市	支部長
17	半田川	唐津市半田県道半田鬼塚線半田橋から 松浦川合流点まで	唐津市	支部長
18	宇木川	唐津市宇木門田橋から 半田川合流点まで	唐津市	支部長
19	本庄江	佐賀市鍋島町大字八戸鉄道橋から 嘉瀬川合流点まで	佐賀市	支部長
20	祇園川	小城市小城町松尾県道小城富士線祇園川橋から 三日月町堀江堀江橋まで	小城市	支部長

番号	河川及 海岸名	区 域	関係 市町	水防警報 発表者
21	八田江	佐賀市木原佐賀江川分岐点から 海まで	佐賀市	支部長
22	玉島川	唐津市浜玉町五反田築場橋から 海まで	唐津市	支部長
23	横田川	唐津市浜玉町横田上唐人川橋から 玉島川合流点まで	唐津市	支部長
24	伊万里川	伊万里市伊万里町国道204号相生橋から 海まで	伊万里市	支部長
25	新田川	伊万里市新天町市道平尾・脇田線坂口橋から 伊万里川合流点まで	伊万里市	支部長
26	有田川	伊万里市二里町大里市道川東22号線南川東歩道橋から 海まで 有田町古木場、古木場ダム直下から 有田町大木宿、町道大木宿・桑木原線道行橋まで	伊万里市 有田町	支部長
27	石木津川	鹿島市大字納富分県道奥山鹿島線井手分橋から 海まで	鹿島市	支部長
28	鹿島川	嬉野市塩田町谷所花園橋から 海まで	鹿島市 嬉野市	支部長
29	中川	鹿島市大字納富分琴路橋から 鹿島川合流点まで	鹿島市	支部長
30	塩田川	嬉野市嬉野町下野市道落合橋から 海まで	白石町 鹿島市 嬉野市	支部長
31	福所江	佐賀市久保田町大字久保田国道207号境川橋から 海まで	佐賀市 小城市	支部長
32	有明海岸	佐賀市川副町大字大詫間元治搦から 鹿島市浜町字松岡竈まで	佐賀市 小城市 白石町 鹿島市	本部長
33	浜玉唐津 海岸	唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原から 唐津市唐房漁港まで	唐津市	支部長

(水防警報を行う河川及び海岸の指定(平成20年6月17日佐賀県告示第274号)による)

第5節 水防警報対象量水標及び条件(洪水・高潮)

番号	河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
1	佐賀江川	江上 (北川副町江上)	水防団待機水位 (T.P1.50m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (T.P1.50m)を越え、氾濫注意水位 (T.P2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P2.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
2	城原川	朝日橋 (神埼町城原)	水防団待機水位 (2.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (2.40m)を越え、氾濫注意水位 (3.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
3	巨勢川	学校橋 (兵庫町若宮)	水防団待機水位 (T.P2.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (T.P2.40m)を越え、氾濫注意水位 (T.P2.90m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P2.90m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P2.90m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
4	田手川	広円橋	水防団待機水位 (2.10m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (2.10m)を越え、氾濫注意水位 (2.60m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
5	寒水川	中津隈8号橋	水防団待機水位 (1.50m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の込みがあるとき。	水防団待機水位 (1.50m)を越え、氾濫注意水位 (1.70m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
6	通瀬川	小原橋	水防団待機水位 (1.00m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の込みがあるとき。	水防団待機水位 (1.00m)を越え、氾濫注意水位 (1.10m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.10m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.10m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
7	安良川	幸津橋	水防団待機水位 (1.60m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (1.60m)を越え、氾濫注意水位 (2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
8	大木川	酒井上橋	水防団待機水位 (2.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (2.40m)を越え、氾濫注意水位 (2.90m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.90m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.90m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
9	秋光川	飯田橋	水防団待機水位 (2.10m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の込みがあるとき。	水防団待機水位 (2.10m)を越え、氾濫注意水位 (2.60m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
		牛会橋	水防団待機水位 (1.90m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の込みがあるとき。	水防団待機水位 (1.90m)を越え、氾濫注意水位 (2.20m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (2.20m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (2.20m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
10	牛津江川	牛津江 (牛津江水門)	水防団待機水位 (2.10m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (2.10m)を越え、氾濫注意水位 (3.10m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.10m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.10m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
11	晴気川	船田橋	水防団待機水位 (1.20m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の込みがあるとき。	水防団待機水位 (1.20m)を越え、氾濫注意水位 (1.40m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.40m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.40m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。

番号	河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
12	今出川	今出橋	水防団待機水位(1.70m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.70m)を越え、氾濫注意水位(2.14m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.14m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.14m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
13	中通川	北田橋	水防団待機水位(1.45m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.45m)を越え、氾濫注意水位(1.80m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
14	武雄川	杉橋	水防団待機水位(1.90m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.90m)を越え、氾濫注意水位(2.40m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.40m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.40m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
15	高橋川	高橋	水防団待機水位(1.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.40m)を越え、氾濫注意水位(1.60m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.60m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.60m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
16	松浦川	武内	水防団待機水位(2.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.40m)を越え、氾濫注意水位(3.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
17	半田川	大橋	水防団待機水位(2.00m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越え、氾濫注意水位(2.30m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.30m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.30m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
18	宇木川	久里崎橋	水防団待機水位(1.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.40m)を越え、氾濫注意水位(1.70m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
19	本庄江	今重橋	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P2.91m)に達し、なお、潮位の上昇が激しくなると思われるとき。	高潮水位(T.P2.91m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
20	祇園川	祇園	水防団待機水位(1.20m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.20m)を越え、氾濫注意水位(1.50m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.50m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
21	八田江	船津	水防団待機水位(T.P1.50m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P1.50m)を越え、氾濫注意水位(T.P2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
22	玉島川	新岡口橋	水防団待機水位(1.80m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.80m)を越え、氾濫注意水位(2.10m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.10m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.10m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
23	横田川	浜崎	水防団待機水位(T.P2.50m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P2.50m)を越え、氾濫注意水位(T.P2.80m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.80m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.80m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。

番号	河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
24	伊万里川	岩 栗	水防団待機水位 (1.70m)に達し、上流 の降雨状況によりなお 上昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (1.70m)を越え、氾濫 注意水位(2.00m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
25	新田川	黄金橋	水防団待機水位 (0.63m)に達し、上流 の降雨状況によりなお 上昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (0.63m)を越え、氾濫 注意水位(0.85m)に 達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (0.85m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (0.85m)を下り、再び 増水のおそれがないと 思われるとき。
26	有田川	長井手	水防団待機水位 (1.23m)に達し、上流 の降雨状況によりなお 上昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (1.23m)を越え、氾濫 注意水位(1.62m)に 達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (1.62m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (1.62m)を下り、再び 増水のおそれがないと 思われるとき。
		菅野橋	水防団待機水位 (1.20m)に達し、上流 の降雨状況によりなお 上昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (1.20m)を越え、氾濫 注意水位(1.30m)に 達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.30m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(1.30m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
27	石木津川	石木津	水防団待機水位 (1.80m)に達し、上流 の降雨状況によりなお 上昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (1.80m)を越え、氾濫 注意水位(2.20m)に 達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (2.20m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (2.20m)を下り、再び 増水のおそれがないと 思われるとき。
28	鹿島川	組知橋	水防団待機水位 (2.80m)に達し、上流 の降雨状況によりなお 上昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (2.80m)を越え、氾濫 注意水位(3.50m)に 達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (3.50m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (3.50m)を下り、再び 増水のおそれがないと 思われるとき。
29	中川	巖橋 (三河内)	水防団待機水位 (2.50m)に達し、上流 の降雨状況によりなお 上昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (2.50m)を越え、氾濫 注意水位(3.10m)に 達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (3.10m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (3.10m)を下り、再び 増水のおそれがないと 思われるとき。
30	塩田川	塩田橋	水防団待機水位 (4.06m)に達し、上流 の降雨状況によりなお 上昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (4.06m)を越え、氾濫 注意水位(4.43m)に 達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (4.43m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (4.43m)を下り、再び 増水のおそれがないと 思われるとき。
31	福所江	境川橋	水防団待機水位 (T.P1.20m)に達し、上 流の降雨状況によりな お上昇の見込みがあ るとき。	水防団待機水位 (T.P1.20m)を越え、氾 濫注意水位 (T.P1.50m)に達する と思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P1.50m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (T.P1.50m)を下り、再 び増水のおそれがない と思われるとき。
		三丁井樋 (福所江水門 (外)) 福所江水門 から海まで	台風情報により台風接 近が確実にになったと き。	台風が接近し、高潮の おそれがあると思われ るとき。	高潮水位(T.P3.70m) に達し、なお、潮位の 上昇が激しくなると思 われたとき。	高潮水位(T.P3.70m) を上昇が激しくなる見 込みがなくなったとき。
32	有明海岸	竜王(佐賀市川 副町大詫間元治 搦5634の1から鹿 島市音成七浦干 拓地先海岸保全 区域の終点)	台風情報により台風接 近が確実にになったと き。	台風が接近し、高潮の おそれがあると思われ るとき。	高潮水位(T.P3.70m) に達し、なお、潮位の 上昇が激しくなると思 われたとき。	高潮水位(T.P3.70m) を下り、再び潮位の上 昇が激しくなる見込み がなくなったとき。
33	浜玉 唐津海岸	町田(唐津市浜 玉町浜崎字浜崎 虹の松原から唐 津市唐房漁港ま で)	台風情報により台風接 近が確実にになったと き。	台風が接近し、高潮の おそれがあると思われ るとき。	高潮水位(T.P1.60m) に達し、なお、潮位の 上昇が激しくなると思 われたとき。	高潮水位(T.P1.60m) を下り、再び潮位の上 昇が激しくなる見込み がなくなったとき。

1 水防警報発表形式(河川)

水 防 警 報

水防警報 第 号	種 別	河 川 名	観 測 所 名
	待機 準備 出動 警戒 解除		

発表日時 令和 年 月 日 時 分 発表 土木事務所(TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

☐【警戒レベル1相当】待機 準備

_____の水位は_____日 _____時 _____分 には

水防団待機水位に達し

イ・氾濫注意水位を突破すると思われるので

ロ・1時間に_____cmの割合で上昇していますので

}

今後の状況により、出動できるように(イ 待機、 ロ 準備)してください。

☐【警戒レベル2相当】出動

_____の水位は_____日 _____時 _____分 には

氾濫注意水位に達し

イ・尚、上昇していますので

ロ・1時間に_____cmの割合で上昇していますので

}

出動して厳重に警戒してください。

☐【警戒レベル3相当】警戒

_____の水位は_____日 _____時 _____分 には

避難判断水位に達し

イ・まだ増水の見込みがありますので

ロ・ましたので

}

洪水による災害の発生に厳重に警戒してください。

☐解除

_____の水位は_____日 _____時 _____分 に _____mを最高として減水を始め

_____日 の _____時 _____分 現在では_____mで、再び水位の上昇は

ないと思われますので、水防警報を解除します。

(水防団待機水位 _____ m) (氾濫注意水位 _____ m)

発 信 名			受 信 名		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

2 水防警報発表形式(海岸)

水 防 警 報

発表番号	種 別	海岸名	発表日時	発表者
水防警報 第 号	待機 準備 出動 解除		月 日 時 分	

台風 号の中心は、令和 年 月 日 時 分現在、北緯 度 分、東経 度 分にあつて、1時間におよそ キロの速さで に進んでいます。

1. 台風の中心がこのまま進みますと、佐賀県に
接近することが確実であるため、 では水防団の待機が必要です。

2. 台風の中心がこのまま進みますと、佐賀県を
通過する恐れがあります。このため、 では、高潮が予想されますので、水防団
の準備が必要です。

3. 台風の中心がこのまま進みますと、佐賀県に
上陸し、することが確実になりました。 であるため、 では水防団の出動が必要です。

4. では、満潮時間も過ぎ潮位が下がり、
高潮の心配もなくなったので、水防警報を解除
します。

の潮位： 日 時 分 現在 + m

(警戒潮位 + m)

問い合わせ先： 佐賀県〇〇〇〇 (TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

発 信 名			受 信 名		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

第6節 津波に関する水防警報

知事は、河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について、水防警報を発表したときは、関係水防管理者及びその他の水防に関係のある機関に通知するものとする。

1 水防警報の発表者

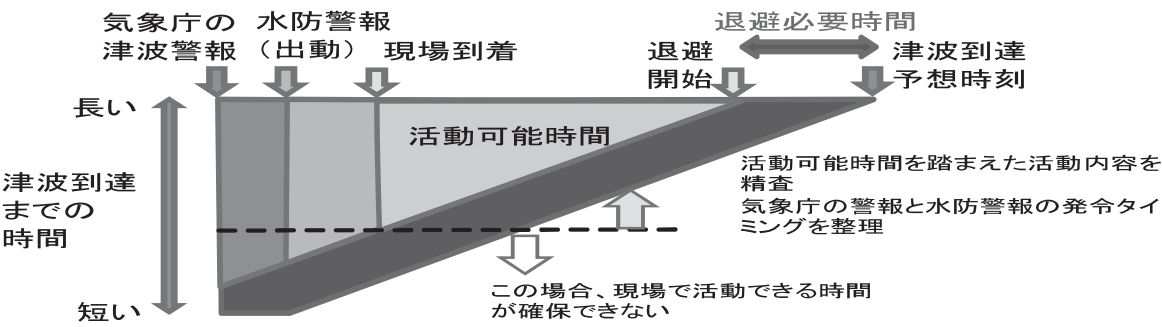
津波に関する水防警報は、その区域が数支部にわたり、ひとつの支部で判断が困難なものについては、本部長、それ以外は支部長が発表するものとする。

2 水防警報の発表基準（津波の影響を受ける河川・海岸）

段 階	内 容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

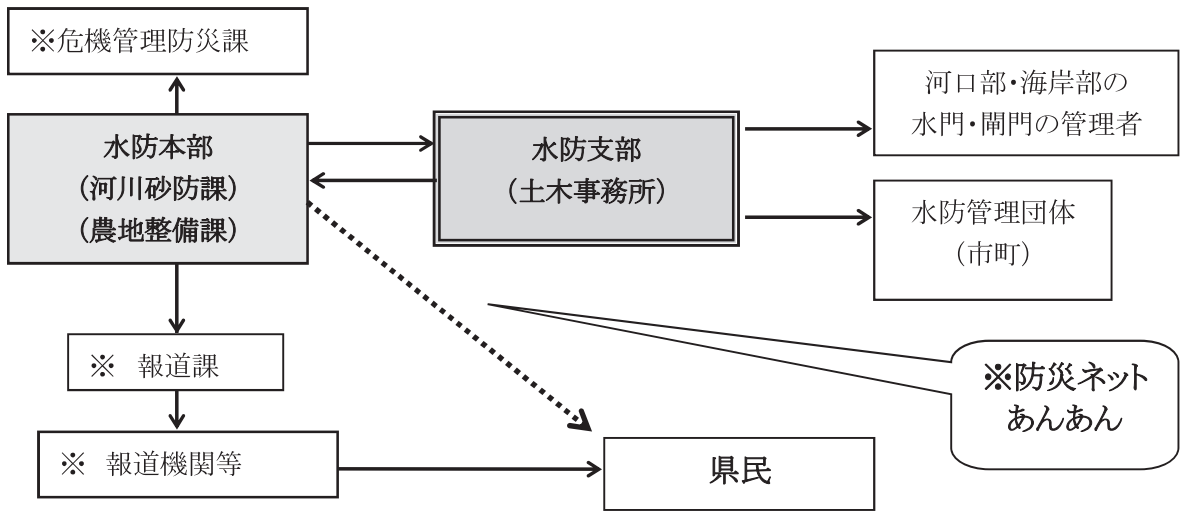
※上記の例を参考とし、各市町の実情等に応じて定めるものとする。

また、津波の被害状況に応じて、通知した後の水防団の指揮命令については、各市町の実情に応じた判断をするものとする。



活動可能時間のイメージ

3 通報系統



※津波警報の発表時のみ

水防警報の体系は、別表2（1）総合水防通信体系図による。

4 県知事が水防警報を発表する水防管理団体(津波)

- (1) 有明海に流入する河川及び玄界灘に流入する河川並びにその他支川
(2) 有明海沿岸及び玄界灘沿岸

水防警報を通知する市町

番号	市町名	区域	出 動	解 除
1	佐賀市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
2	唐津市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
3	鳥栖市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
4	多久市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
5	伊万里市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
6	武雄市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
7	鹿島市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
8	小城市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
9	嬉野市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
10	神埼市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

番号	市町名	区域	出 動	解 除
11	吉野ヶ里町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
12	基山町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
13	上峰町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
14	みやき町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
15	玄海町	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
16	有田町	玄界灘沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
17	大町町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
18	江北町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
19	白石町	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
20	太良町	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 水防警報発表形式(津波)

水 防 警 報 (河川)

種 類	出 動 ・ 解 除			
発 表 河 川		基準水位観測所		第 号
日 時	令和 年 月 日 時 分 〇〇県 〇〇土木事務所 発 表 電話番号 — —			
番 号	発 表 内 容			
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分、〇〇沿岸に津波警報(大津波・津波)が発表されました。 水防機関は、出動し水防活動を行って下さい。 今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	巡視により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を簡略化できるものとする。

発 信 名			受 信 名		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

6 水防警報発表形式(津波)

水 防 警 報 (海岸)

種 類	出 動 ・ 解 除			
発 表 河 川		基準水位観測所		第 号
日 時	令和 年 月 日 時 分 〇〇県 〇〇土木事務所 発 表 電話番号 — —			
番 号	発 表 内 容			
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分、〇〇沿岸に津波警報(大津波・津波)が発表されました。 水防機関は、出動し水防活動を行って下さい。 今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	巡視により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を簡略化できるものとする。

発 信 名			受 信 名		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

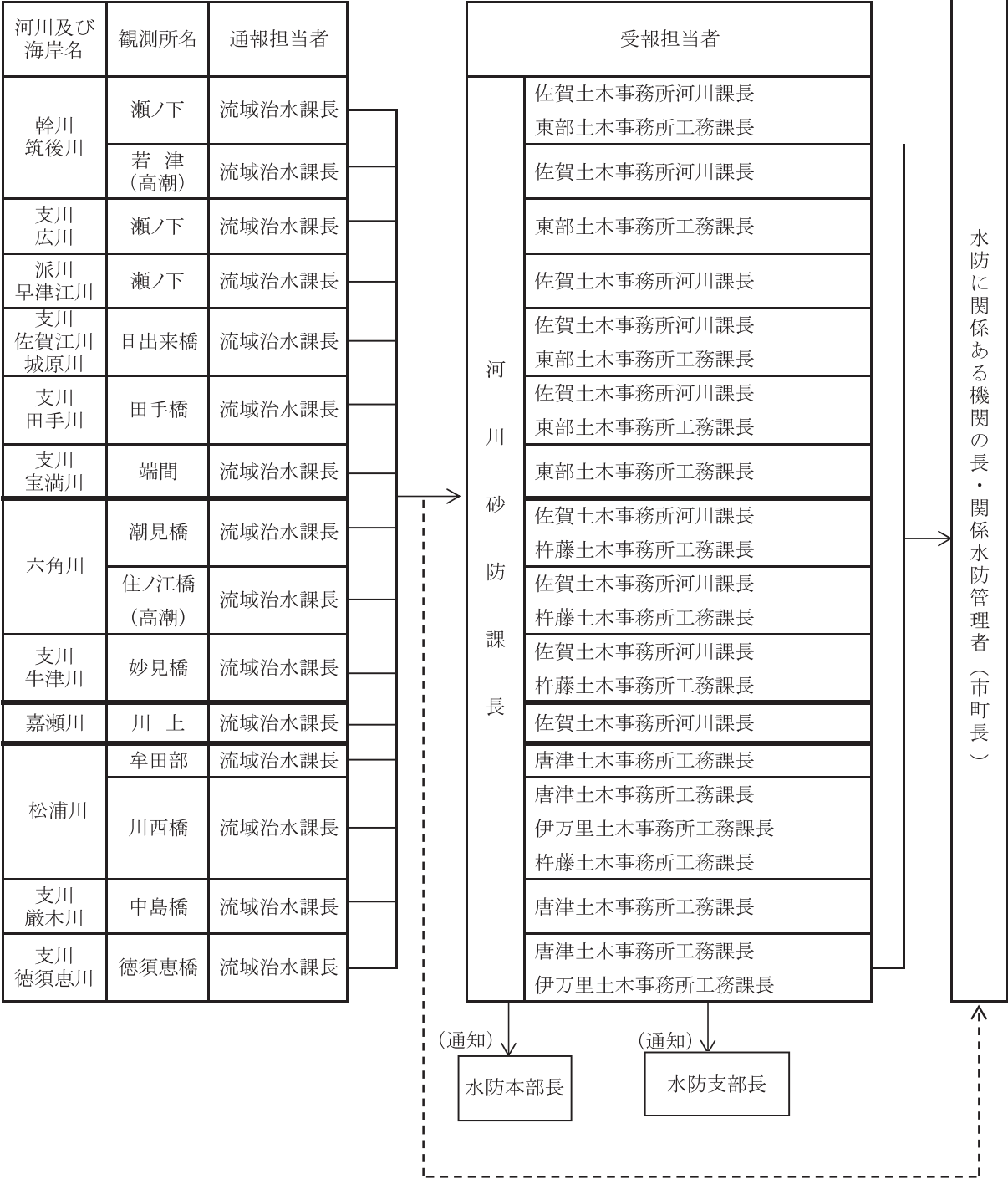
第7節 国土交通大臣が発する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

1 水防警報の発令者

河 川 名	発 令 者	責 任 者 官 職
筑 後 川	筑後川河川事務所	所長 国土交通技官
嘉 瀬 川	佐賀河川事務所	
六 角 川	武雄河川事務所	
松 浦 川		

2 通報系統



3 国土交通大臣が水防警報を発令する河川

河川名又は 海岸名	区 域
筑 後 川	右岸 鳥栖市下野町字下分から海まで
早 津 江 川	両岸 幹川分流点から海まで
宝 満 川	右岸 鳥栖市酒井東町(秋光川合流点)から幹川合流点まで
城 原 川	両岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで
佐 賀 江 川	両岸 城原川合流点から幹川合流点まで
田 手 川	左岸 神崎市千代田町下板字南川副2番の1地先 右岸 神崎市千代田町詫田字二本松175番の4地先 } から幹川合流点まで
六 角 川	左岸 武雄市橘町大字永島字潮見17488番地先 右岸 武雄市橘町大字永島字北上野5056番地先 } から海まで
牛 津 川	左岸 多久市涼木4560番地先 右岸 多久市涼木4304番地先 } から幹川合流点まで
武 雄 川	左岸 武雄市武雄町大字永島字戸井渡 右岸 武雄市武雄町大字永島字牛飼 } から幹川合流点まで
松 浦 川	両岸 武雄市若木町本部字野々瀬荻ノ尾井堰から海まで
厳 木 川	左岸 唐津市厳木町広瀬字篠の坂667番の4地先 右岸 唐津市厳木町広瀬字立草2386番の1地先 } から幹川合流点まで
徳 須 恵 川	両岸 伊万里市南波多町高瀬字大前田1291番の2の市道橋から幹川合流点まで
嘉 瀬 川	左岸 佐賀市大和町大字梅野字都渡城188番地先の国道官人橋 右岸 佐賀市大和町大字川上字別所953番3地先 } から海まで
祇 園 川	左岸 小城市三日月町堀江字堀江二十二 1189番の2地先 右岸 小城市三日月町堀江字五十四字深町709番地先 } の市道堀江橋から幹川合流点(祇園川地先)まで

4 水防警報対象量水標及び条件

番号	(水系名) 河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
1	(筑後川) 筑後川 広川 早津江川	瀬ノ下	水防団待機水位(3.50m)に達し、氾濫注意水位(5.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.50m)を越え、氾濫注意水位(5.00m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
2	(筑後川) 筑後川 〔高潮〕	若 津	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令された場合	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令され、氾濫注意水位(4.50m)を突破すると思われるとき	福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮警報又は高潮特別警報が発令され、観測所潮位が氾濫危険水位(5.05m)を超えたとき	氾濫注意水位(4.50m)を下り再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき
3	(筑後川) 佐賀江川 城原川	日出来橋	水防団待機水位(2.00m)に達し、氾濫注意水位(2.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越え、氾濫注意水位(2.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
4	(筑後川) 田手川	田手橋	水防団待機水位(1.50m)に達し、氾濫注意水位(1.80m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(1.50m)を越え、氾濫注意水位(1.80m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
5	(筑後川) 宝満川	端 間	水防団待機水位(2.40m)に達し、氾濫注意水位(3.60m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.40m)を越え、氾濫注意水位(3.60m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.60m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.60m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
6	(六角川) 六角川	潮見橋	水防団待機水位(1.50m)に達し、氾濫注意水位(2.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(1.50m)を越え、氾濫注意水位(2.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
7	(六角川) 六角川 〔高潮〕	住ノ江橋	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮水位(6.50m)を突破すると思われるとき。	高潮水位(6.50m)に達し、なお、潮位の上昇が激しくなると思われるとき。	高潮水位(6.50m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
8	(六角川) 牛津川	妙見橋	水防団待機水位(2.30m)に達し、氾濫注意水位(3.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.30m)を越え、氾濫注意水位(3.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
9	(松浦川) 松浦川	牟田部	水防団待機水位(5.50m)に達し、氾濫注意水位(6.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(5.50m)を越え、氾濫注意水位(6.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(6.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(6.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
10	(松浦川) 松浦川	川西橋	水防団待機水位(2.90m)に達し、氾濫注意水位(4.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.90m)を越え、氾濫注意水位(4.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
11	(松浦川) 徳須恵川	徳須恵橋	水防団待機水位(2.90m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.90m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.70m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
12	(松浦川) 厳木川	中島橋	水防団待機水位(1.60m)に達し、氾濫注意水位(1.90m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(1.60m)を越え、氾濫注意水位(1.90m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.90m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.90m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
13	(嘉瀬川) 嘉瀬川	川 上	水防団待機水位(3.00m)に達し、氾濫注意水位(4.20m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.00m)を越え、氾濫注意水位(4.20m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.20m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.20m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。

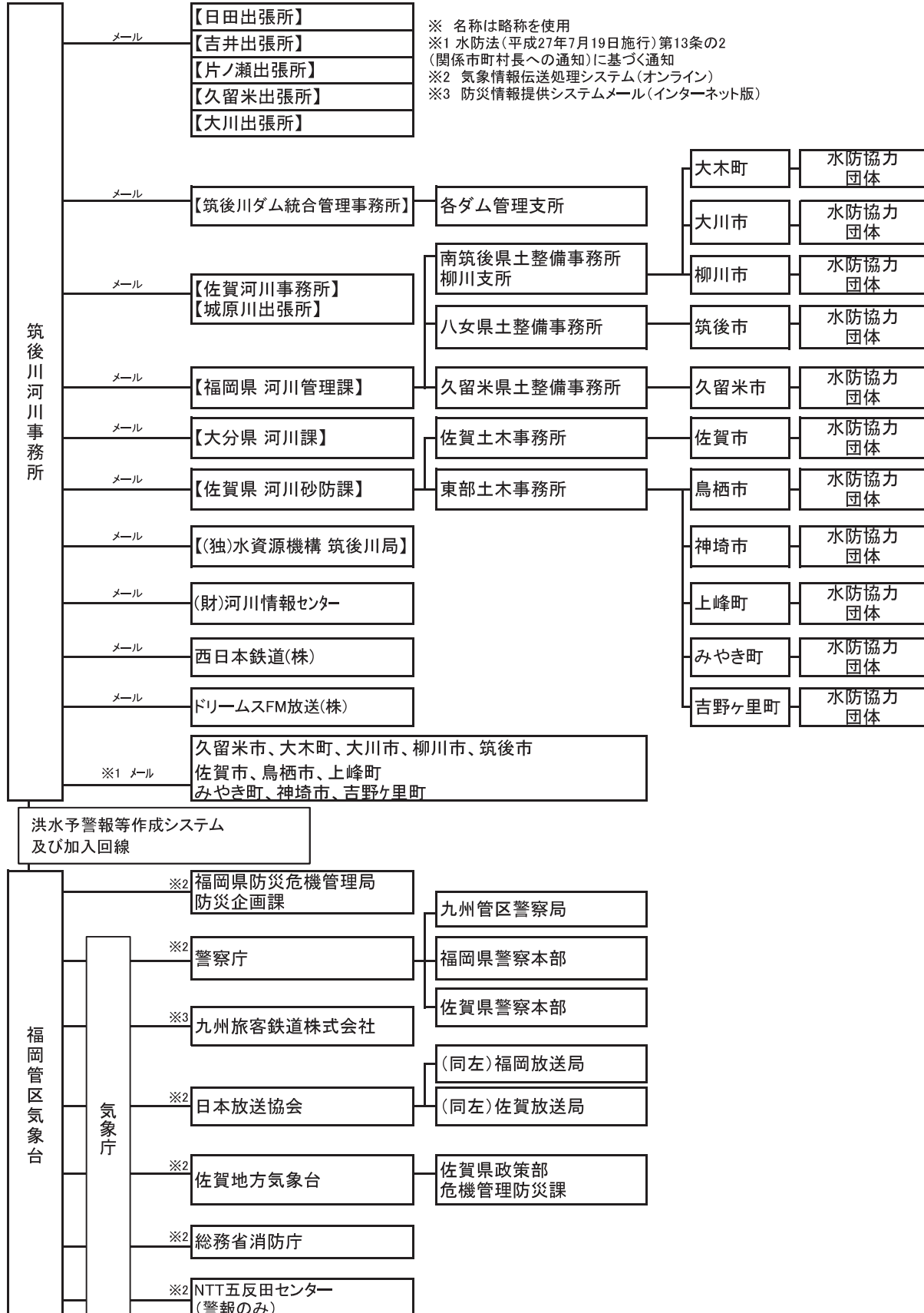
第6章 洪水予報

水防法及び気象業務法により、水防に関する業務を行う国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う。
知事は国土交通大臣が指定した河川について、洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者および量水票管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。
洪水予報の種類には、「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」、「氾濫危険情報」、「氾濫発生情報」がある。

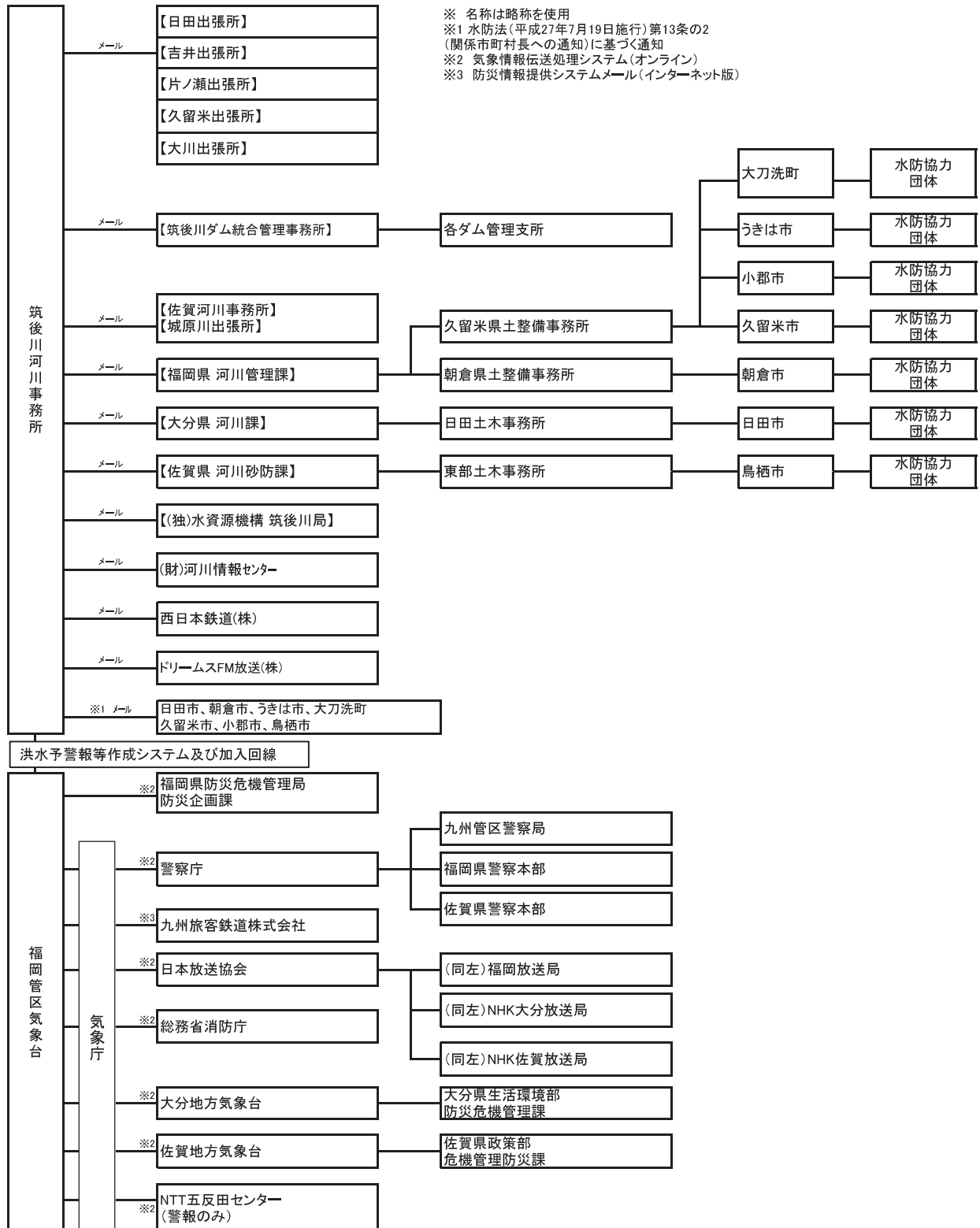
第1節 筑後川水系(下流部及び上中流部)洪水予報

筑後川河川事務所と福岡管区气象台が共同で行う。

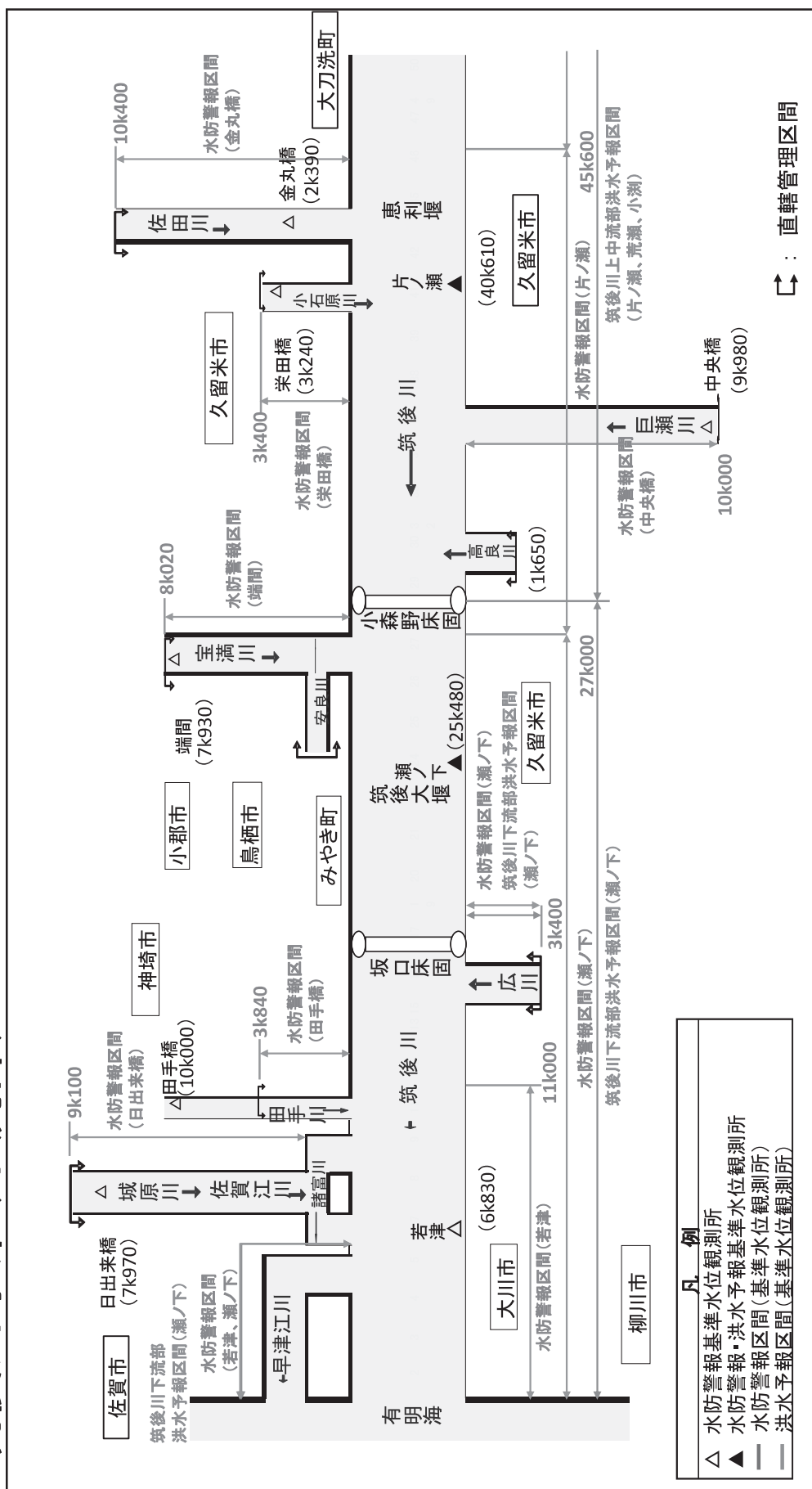
洪水予報 伝達系統図【筑後川水系(下流部)】



洪水予報 伝達系統図【筑後川水系(上中流部)】



○筑後川水系(下流部) ※—上部中流部合む

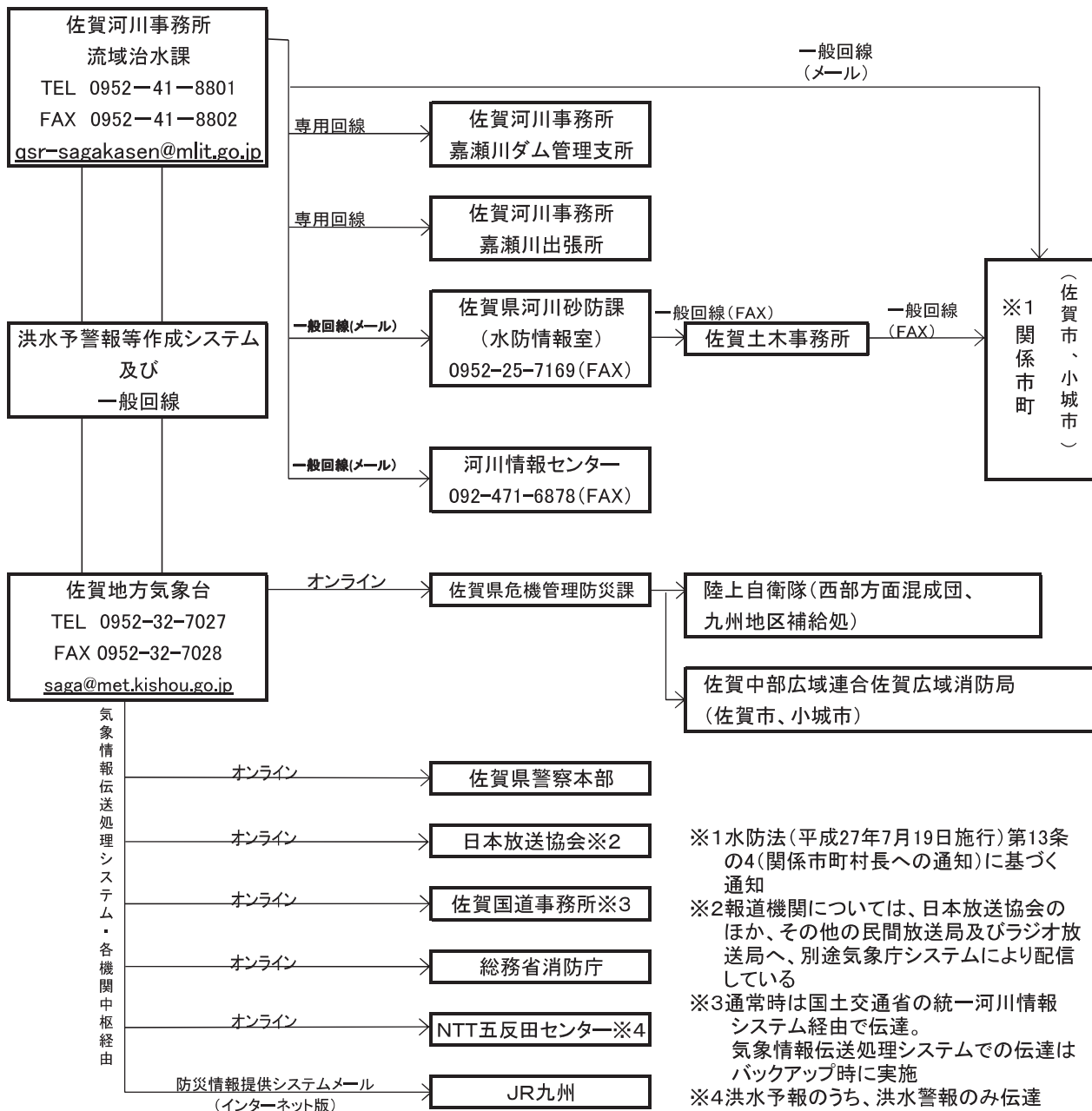


第2瀬 嘉瀬川水系洪水予報

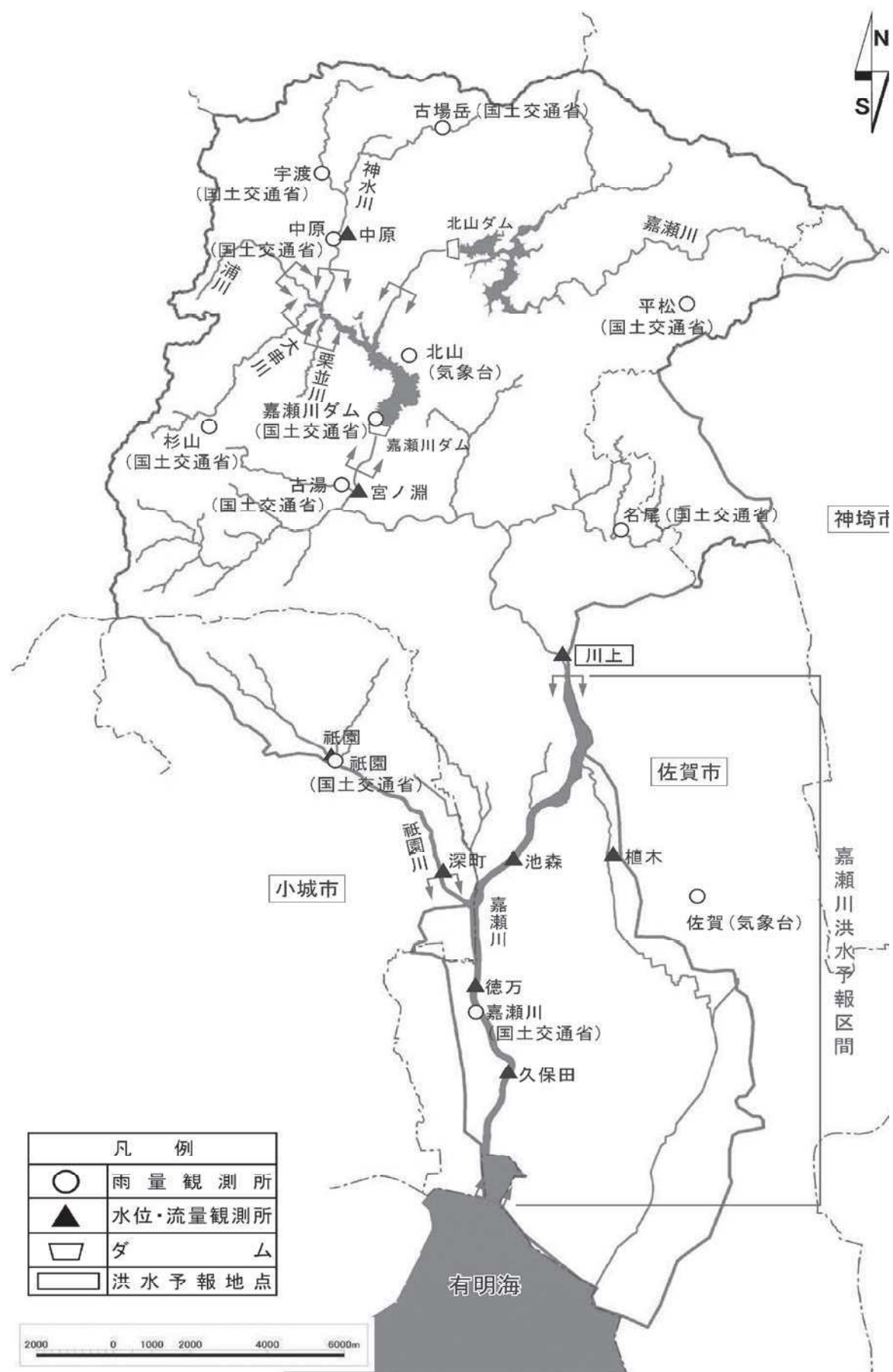
佐賀河川事務所と佐賀地方気象台が共同で行う。

(名称は略称を使用)

1. 伝達系統図



2. 嘉瀬川水系洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図

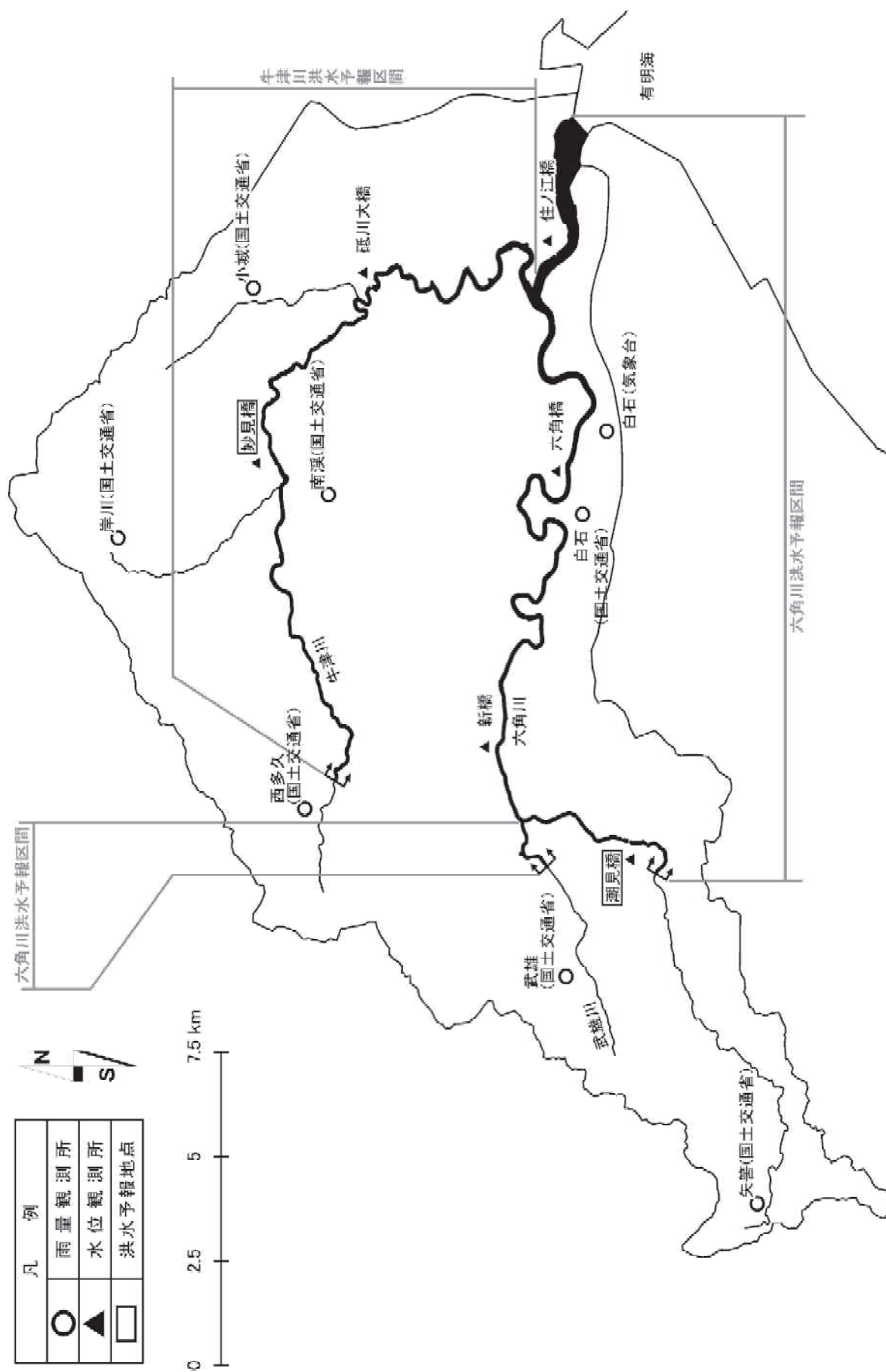


1. 伝達系統図

(名称は略称を使用)



2. 六角川水系洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図

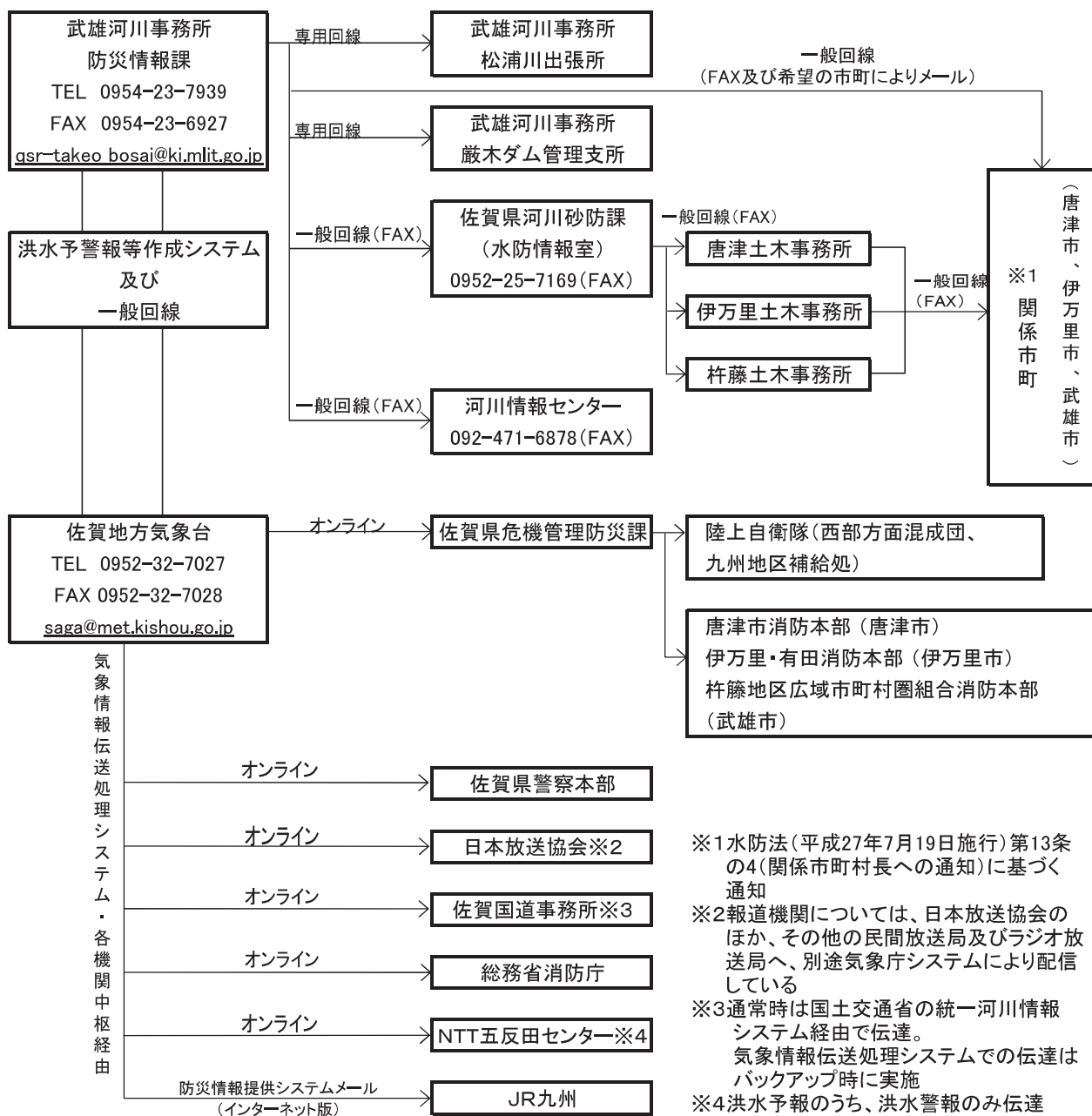


第4節 松浦川水系洪水予報

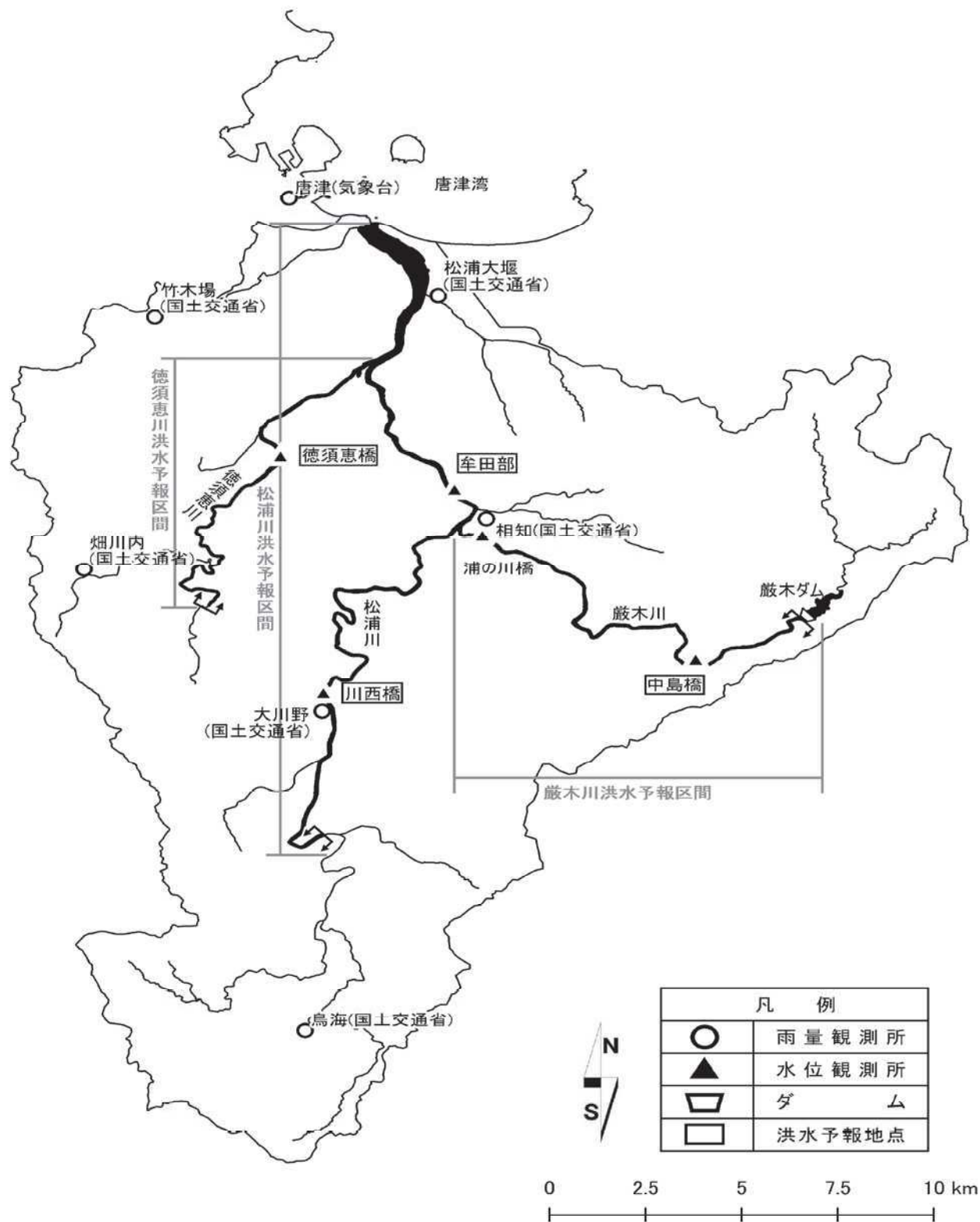
武雄河川事務所と佐賀地方气象台が共同で行う。

(名称は略称を使用)

1. 伝達系統図



2. 松浦川水系洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図



正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川氾濫注意情報
(警戒レベル2相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 注 意 報 (発 表)
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)
〇〇川 では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	
	予測水位		
新着	〇〇市	2	-
新着	△△市	2	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXX

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から △△△地区まで 右岸 △△市△△地区から △△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

1. 国土交通大臣と気象庁官が共同して行う洪水予報地点(基準地点)

河川	観測所名		位置	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 m
筑後川	片ノ瀬	かたのせ	北緯 33° 21' 10" 東経 130° 37' 56"	久留米市田主丸町菅原		5.40	6.70	7.80	8.50	12.82
	瀬ノ下	せのした	北緯 33° 19' 09" 東経 130° 29' 42"	久留米市瀬下町字浜町上	1.44	3.50	5.00	6.80	7.10	8.78
嘉瀬川	川上	かわかみ	北緯 33° 19' 49" 東経 130° 16' 06"	佐賀市大和町大字都渡城	1.54	3.00	4.20	4.80	5.70	7.07
六角川	潮見橋	しおみばし	北緯 33° 10' 32" 東経 130° 02' 48"	武雄市橘町大字大日字郷ノ木	-0.03	1.50	2.50	2.8	3.1	4.036
牛津川	妙見橋	みょうけんばし	北緯 33° 16' 32" 東経 130° 08' 51"	多久市東多久町大字別府字羽佐間	0.15	2.30	3.50	4.00	4.40	5.454
松浦川	牟田部	むたべ	北緯 33° 21' 52" 東経 130° 00' 19"	唐津市相知町牟田部	0.19	5.50	6.50	6.9	7.4	8.590
	川西橋	かわにしばし	北緯 33° 17' 59" 東経 129° 58' 01"	伊万里市大川町大字大川野	0.64	2.90	4.50	6.5	6.8	7.579
徳須恵川	徳須恵橋	とくすえばし	北緯 33° 22' 33" 東経 129° 57' 08"	唐津市北波多徳須恵	-0.06	2.90	3.70	4.5	5.2	6.580
厳木川	中島橋	なかしまばし	北緯 33° 18' 43" 東経 130° 04' 24"	唐津市厳木町中島	0.17	1.60	1.90	2.1	2.4	3.224

2. 洪水予報の基準

- 1) 氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- 2) 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測されるとき、又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
- 3) 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。
- 4) 氾濫発生情報(洪水警報)は、氾濫が発生したとき発表する。

第7章 気象等の通報等

第1節 気象・高潮・津波・洪水などに関する注意報・警報・特別警報等の伝達

1. 注意報・警報・特別警報等の伝達

佐賀地方気象台から注意報・警報等の通知を受けた場合、県の通常の伝達系統は表1のとおりである。

なお、道路安全推進室長、各土木事務所長及びダム管理事務所長並びに各農林事務所長は時間外における気象情報の伝達のため、情報受領者として正副各一名を河川砂防課、農地整備課に報告しなければならない。

(参 考)

- ・注意報・・・気象現象等によって災害が起こるおそれがあると予想した場合に、その旨を注意して行う予報。
- ・警 報・・・気象現象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合に、その旨を警告して行う予報。
- ・特別警報・・・気象現象等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
- ・気象情報・・・気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

2. 水防配備体制時の伝達

水防本部長は、佐賀地方気象台から水防に関係ある注意報及び警報等の通知を受けた時は必要に応じ水防配備体制に入り、第3章第1節の1無線通信施設中、別表2(1)総合水防通信体系図における、防災無線その他の通信方法により各水防支部及び関係機関に通知する。

第2節 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報

- ①発表内容…表2のとおりとする。
- ②発表方法…佐賀地方気象台及び佐賀県から、「佐賀県土砂災害警戒情報第〇号」として発表される。佐賀県一斉指令システムにより、市町へ通報する。

第3節 風倒木に関する情報連絡体制(筑後川)

風倒木に対する2次災害が懸念されており、山腹崩壊・倒木の流出等が発生した場合、次の系統図により関係機関に迅速かつ確実に情報伝達を行うものとする。

また、危機管理の観点から各県、土木事務所、市町村まで情報が共有できるようにすること。

伝達方法は、すべて表6報告様式をFAXするものとし、電話にて確認を行うものとする。

各県とは、大分県、福岡県、佐賀県とする。

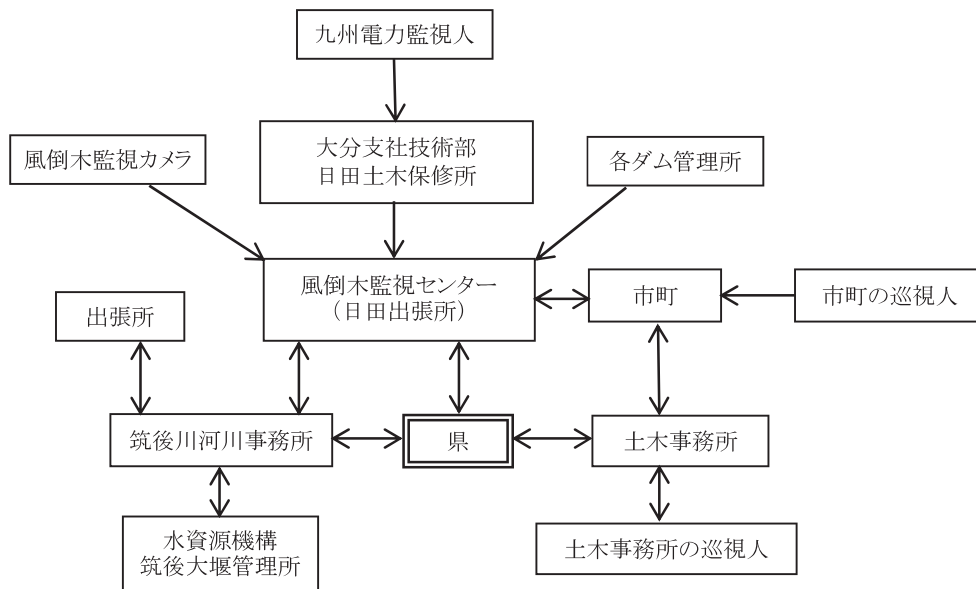
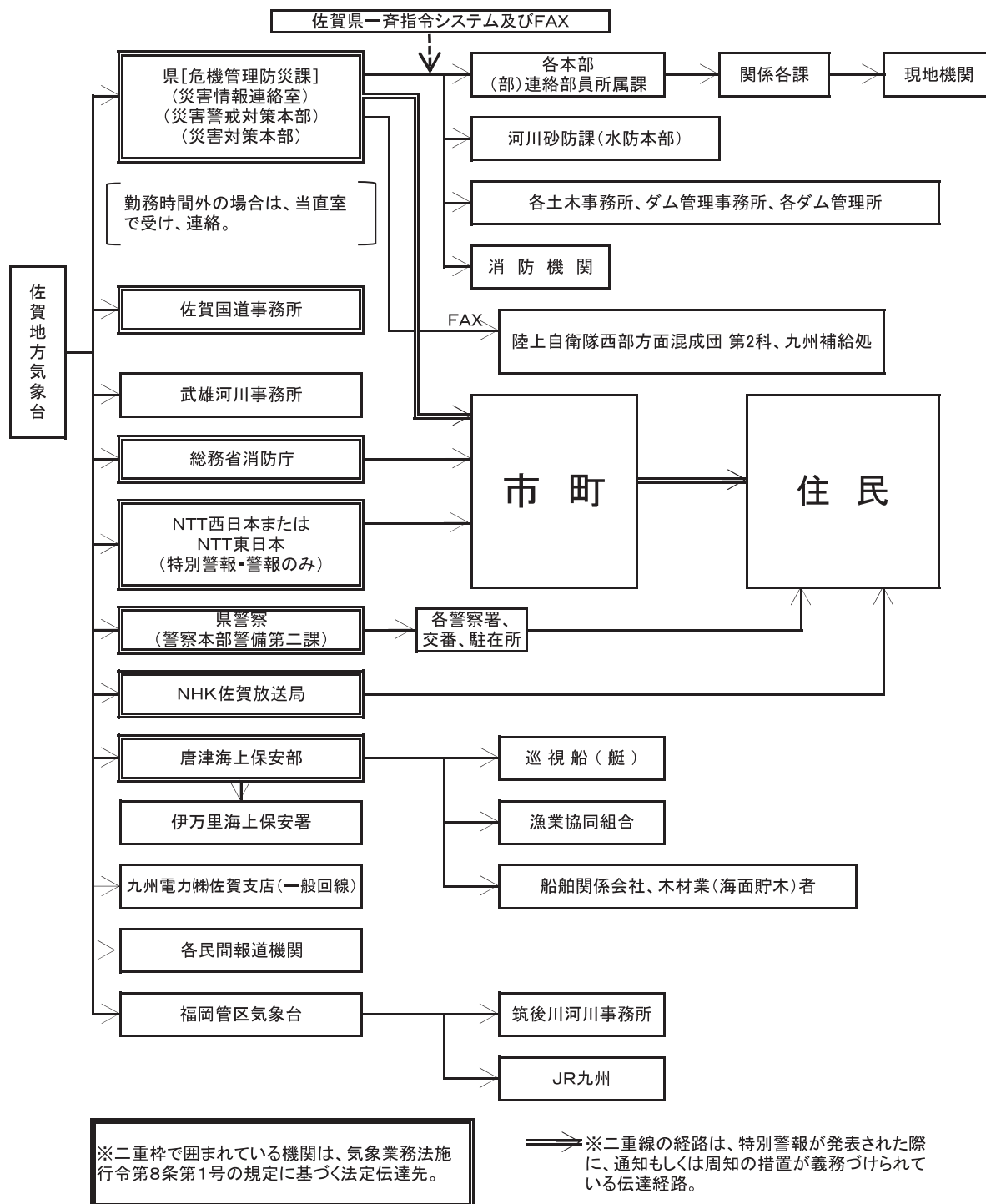
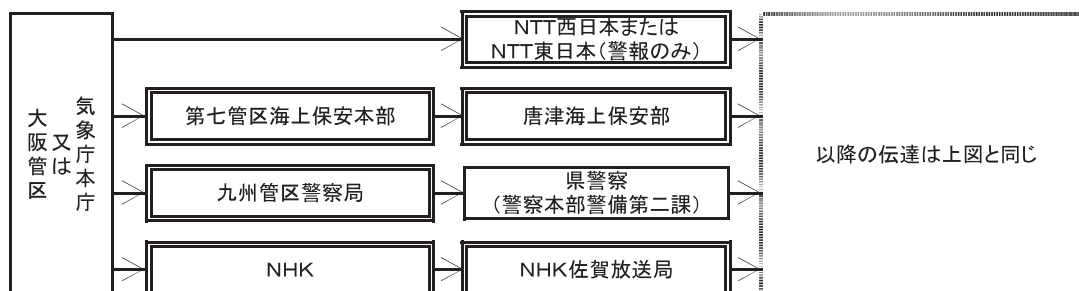


表1 気象警報の伝達系統図



※津波の場合、次にあげる気象庁本庁または大阪管区からの伝達経路が加わる。



佐賀県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
佐賀県 佐賀地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

鹿島市 嬉野市 白石町*

【警戒解除地域】

唐津市 伊万里市 玄海町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

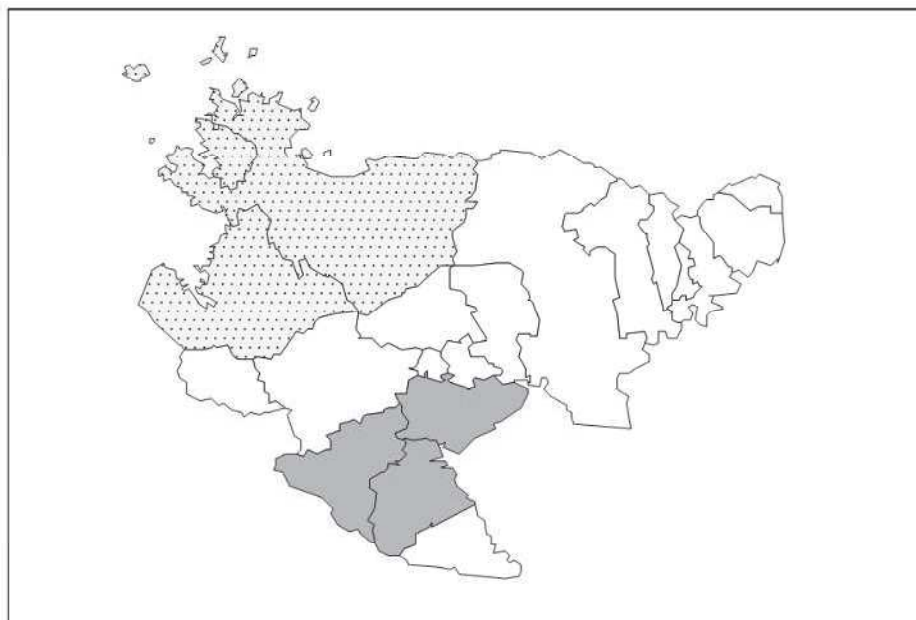
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。
崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

【補足情報】

危険度の分布は、気象庁のホームページ等でも確認できます。
気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



問い合わせ先

0952-25-7162（佐賀県県土整備部河川砂防課）
092-401-0950（福岡管区気象台気象防災部予報課）

表3 土砂災害警戒情報の伝達先等

伝 達 先	伝達方法	担当部署
佐賀県	アデスオンライン	佐賀地方気象台
関係市町、消防本部、県関係機関	一斉指令システム	佐賀県政策部 (危機管理防災課)
日本放送協会（NHK）佐賀放送局	アデスオンライン	佐賀地方気象台
佐賀国道事務所	アデスオンライン	佐賀地方気象台

表4 土砂災害警戒情報の伝達系統図

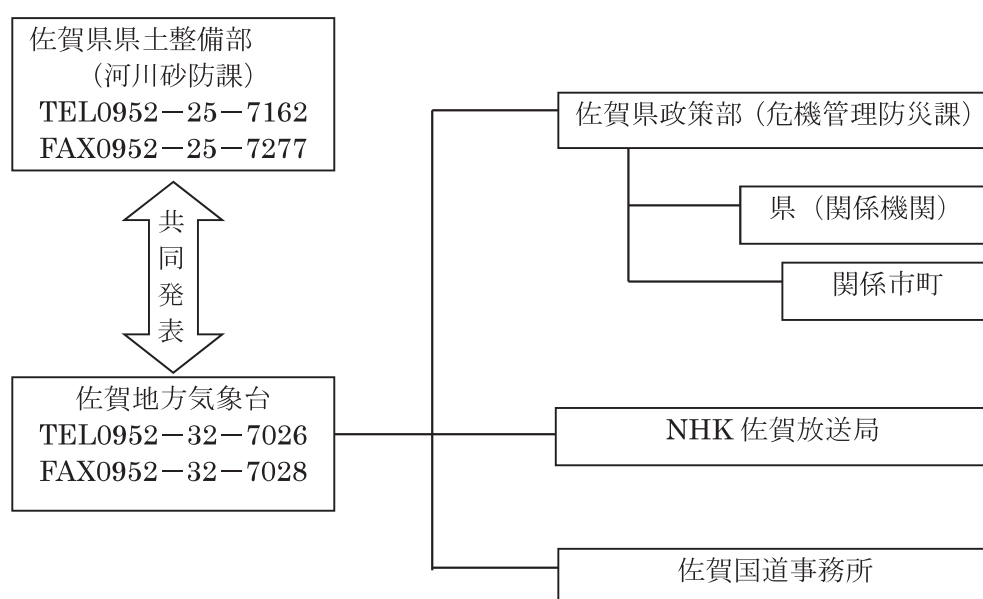


表5 土砂災害警戒情報の文章例

警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】。崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。
解除に相当する情報	<全警戒解除> 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりましたが、引き続き局地的に土砂災害が発生する場合がありますので、十分注意してください。

表6 報告様式:山腹崩壊(土砂崩れ)・流木発生

発生日時又は発見日時		1 (発生)	2 (発見)	令和	年	月	日	時	分
発生状況《状況》	1 崩壊土砂及び倒木は途中で止まっていた。 2 崩壊土砂及び倒木が途中の林を巻き込み崩れていた。 3 崩壊土砂及び倒木が河川まで達していた。 4 流木が数本流れていた。 5 流木が(数十本・連続して)流れていた。	※その他気づいたこと							
本数()本、長さ()m、径()cm									
発生状況《規模》	1 台風による倒木被害区域の %が崩れていた。								
発生状況《被害》	1 崩壊により道路が通行不能となっていた。 2 崩壊により川が堰止められていた。 3 崩壊により家屋 戸が一部被害を受けた。 4 崩壊により家屋 戸が押し流された。 5 流木が橋梁に引っ掛かっていた。								
今後の危険性	1 今後の増水によっては、下流に危険がある。 2 他地点でも流木発生の恐れがある。 3 今後の増水によっては、堤防に危険がある。 4 他の橋梁でも流木堆積の恐れがある。								
発生・発見場所									
水系 川 橋付近 県 市・町・村・郡 町 地先									
※ 崩壊箇所の位置図を下の余白に記入(貼付)して下さい。									
《連絡機関》									
1	2	3	4	5					
機関名:	機関名:	機関名:	機関名:	機関名:					
所 属:	所 属:	所 属:	所 属:	所 属:					
氏 名:	氏 名:	氏 名:	氏 名:	氏 名:					
受信時刻:	受信時刻:	受信時刻:	受信時刻:	受信時刻:					
発信時刻:	発信時刻:	発信時刻:	発信時刻:	発信時刻:					
崩壊箇所に近い最寄りの雨量観測値を記入して下さい									
雨量観測所 _____									
報告時点での連続雨量: mm(月 日 時~ 時)									
報告時点での最大時間雨量: mm(月 日 時~ 時)									
注)発生日時の欄は、崩壊発生中に遭遇した場合は、1に○。 崩壊発生後に発生した場合は、2に○をしてください。									
《連絡及び問い合わせ先》									
国土交通省筑後川河川事務所 TEL 代表 0942-33-9131(内線265,266,267,273)防災対策室 FAX 0942-37-8119(防災情報課) マイクロ(FAX) 732-268,269(防災対策室)									
佐賀県県土整備部河川砂防課 TEL 0952-25-7173 マイクロ 739-5100,5101 (水防情報室) FAX 0952-25-7169 マイクロ(FAX) 739-5044,5059									

第4節 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 佐賀地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/saga/>

- ・気象警報・注意報（佐賀県）

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=410000

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#8/33/130/&elem=precipitationlh&contents=amedas&interval=60>

- ・ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・今後の雨（降水短時間予報）

<https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/>

- ・キキクル（危険度分布）（土砂災害・浸水害・洪水害）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

- ・流域雨量指数の予測値（佐賀県）

https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=offices&area_code=410000

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

【PC・スマートフォン共通】<https://www.river.go.jp/index>

- ・川の水位情報

【PC・スマートフォン共通】<https://k.river.go.jp/>

国管理河川の洪水情報のプッシュ型配信

携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して受信者側が要求しなくても国土交通省から河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に達した）、氾濫が発生した場合、情報をスマートフォンを含む携帯電話ユーザーへ周知されます。

対象河川：筑後川・早津江川・広川

六角川・武雄川・牛津川

松浦川・徳須恵川・厳木川

嘉瀬川

- ・水害リスクライン

<https://frl.river.go.jp/#>

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC】 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン】 <https://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#8/33/130/&contents=tidelevel>

- ・波浪実況・予想図

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/waveinf/tile/jp/index.html>

佐賀県

- ・防災・減災さが

<https://www.pref.saga.lg.jp/bousai/default.html>

- ・すい坊くん（佐賀県河川情報）

【PC版】 <https://kasen.pref.saga.lg.jp/gispub/>

【スマホ版】 https://kasen.pref.saga.lg.jp/river_sp/

【ガラケー版】 <http://kasen.pref.saga.lg.jp/fp/>

- ・佐賀県 防災・緊急マップ

<https://www2.wagmap.jp/pref-saga/Portal>

- ・防災ネットあんあん（アプリ用二次元コード）

iPhone用



Android用



第8章 ダムの管理・水門等の操作

第1節 ダムの管理

河川法第 52 条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に努めなければならない。

ダムの管理者は、治水協定に基づく事前放流や期別の貯水位低下運用により、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図る。

洪水調節機能を有するダムは別表 16 のとおりである。

なお、県内における洪水調節機能を有するダムのうち、厳木ダム及び嘉瀬川ダムの 2 箇所は国土交通省において操作規則等により管理されている。

- 1 ダムからの放流に伴う下流の河川の安全の確保にあたっては、ダムの操作とこれに伴う危険の防止措置及び水防管理者の水防活動との連携を、あらかじめ十分に図っておくこと。
- 2 水防支部は、次の事項に特に留意すること。
 - (1) ダムの操作状況を把握しておくこと。
 - (2) ダムからの放流時においては、下流河川の状況を把握し危険防止に努めること。
- 3 ダムの操作は、各操作規則、細則および下記によるものとする。

(1) 洪水

洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、別表 1 に示す量以上である場合における当該流水とする。

(2) 洪水期間及び非洪水期間

平常時最高貯水位(常時満水位)及び洪水時最高水位(サーチャージ水位)は、別表 1 に示すものとする。

(3) 洪水警戒体制とその処理

ア ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、佐賀地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき、その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

イ 所長は、洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

(ア) 県土整備部河川砂防課、佐賀地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。

(ウ) 洪水調節計画を遵守すること。

(エ) ゲート及びバルブの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備その他ダム操作に関し必要な措置をとること。

(4) 各ダムの洪水調節

ア 有田ダム

所長は、流入量が毎秒 8.0 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後毎秒 8.0 立方メートルに減少するまでの間全流入量を貯留して洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

イ 竜門ダム

所長は流入量が毎秒 15.0 立方メートルに達した時から最大を経て毎秒 15.0 立方メートルになるまでの間は放流量を零とし、流入量が毎秒 15.0 立方メートルより低下した時点から毎秒 15.0 立方メートルの放流を行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

ウ 岩屋川内ダム

所長は、流入量が毎秒 40.0 立方メートルに達した後は、ゲート等の開度を毎秒 40.0 立方メートルに保持し、流入量が毎秒 40.0 立方メートルに減少するまで毎秒最大 40.0 立方メートルを限度として流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。また、貯水位が洪水時最高水位(サーチャージ水位)を越えるときは、これにかかわらず、流入量に相当する量を限度として、クレストゲートの操作により放流するものとする。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要と認める場合において、これによらないことができる。

エ 伊岐佐ダム

所長は、流入量が毎秒 33.0 立方メートルに達した後は、コンジットゲートを 98 パーセントの一定開度に保つ方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が 268.3 メートル以上にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めたときは、この限りではない。

オ 深浦、平木場、本部、矢筈、狩立・日ノ峯、横竹、都川内、中木庭ダム、井手口川ダム

洪水調節等は、水位が平常時最高貯水位(常時満水位)を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(5) 洪水調節等の後における水位の低下

所長は、洪水調節を行った後又は洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が平常時最高貯水位(常時満水位)を越えているときは、すみやかに、水位を平常時最高貯水位(常時満水位)に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(6) 洪水に達しない流水の調節

所長は、気象、水象及びその他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(7) 洪水警戒体制の解除

所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(8) 放流の通報

所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)第 32 条の規定に準じて、別に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(9) ゲート等の操作記録

所長は、洪水調節を行ったとき、洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

ア 気象及び水象の状況

イ ゲート等の操作事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動

ウ ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況

エ 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

オ その他特記すべき事項

別表－１ 各ダムの洪水量

ダム名	洪水量 (m ³ /s)	N W L (m) (平常時最高貯水位)	S W L (m) (洪水時最高水位)
有田ダム	8.0	111.00	116.40
竜門ダム	15.0	100.70	110.70
岩屋川内ダム	40.0	182.50	198.50
深浦ダム	6.0	40.60	41.00
伊岐佐ダム	33.0	250.50	271.50
平木場ダム	7.0	75.10	81.90
本部ダム	6.0	145.30	150.00
矢筈ダム	7.0	100.60	104.30
狩立・日ノ峯ダム	10.0	111.00	114.50
横竹ダム	28.0	180.50	190.00
都川内ダム	2.0	56.40	57.50
中木庭ダム	50.0	222.50	236.50
井手口川ダム	18.0	98.10	103.70
巖木ダム	80.0	199.10	218.00
嘉瀬川ダム	430.0	292.5	300.00

特定多目的ダム法

第４章 多目的ダムの管理

(放流に関する通知等)

第 32 条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

２ 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

第 2 節 水門等の操作

水こう門及び海岸樋管・樋門は別表 17、18 のとおりである。また、堰堤設置箇所及び排水ポンプ設置箇所は別表 19、20 のとおりである。

河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。ただし、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先とする。

第 3 節 ダム・水門等の操作の連絡

ダム・水こう門等の管理者は、各施設の操作規則に基づき、操作等の状況を直ちに所管土木事務所、関係流域の水防管理団体に迅速に連絡すること。

第9章 巡視及び警戒

(1) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、別表9に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防支部長及び河川等の管理者に連絡し、水防支部長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、水防支部長及び海岸等の管理者に連絡し、水防支部長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第10章 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 11 章 水防信号及び標識

法第 18 条及び 20 条の規定による「佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和 24 年佐賀県規則第 53 号）」に定める水防に用いる信号及び標識は次のとおりである。

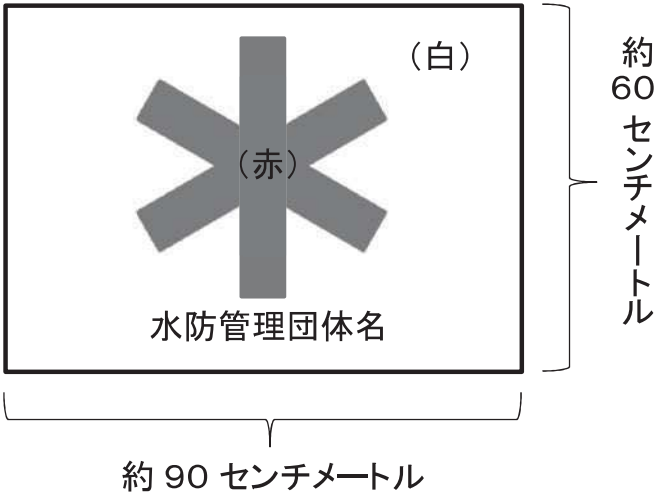
1 水防信号

- 第 1 信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 第 2 信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 第 4 信号 必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	○－休 止 ○－休 止 ○－休 止 約 約 約 約 約 約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	○－休 止 ○－休 止 ○－休 止 約 約 約 約 約 約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	○－休 止 ○－休 止 ○－休 止 約 約 約 約 約 約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒
第 4 信号	乱 打	○－休 止 ○－休 止 約 約 約 約 1 分 5 秒 1 分 5 秒
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時はその旨口頭伝達する。	

2 水防標識

車両の緊急優先通行標識は次のとおりである。



第 12 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局と佐賀県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施（別表 9 河川の重要水防箇所 参照）
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

第 2 節 隣接県との協力

筑後川下流地区の水防管理については、福岡県と次のとおり協定している。

協 定 書

筑後川下流地区の水防管理については、水防法第 7 条第 2 項の規定により、昭和 33 年 5 月以降下記のとおり定めるものとする。

- 1 本地域における水防管理については当該県管下の地域においては、当該県の水防管理団体が管理することとし、大野島においてはその立地条件により水防法第 16 条の規定に基づく応援については自己の責任区域の水防に支障のない範囲でこれに応ずるものとする。
- 2 本協定所は 2 通作成のうえ夫々一通保存する。

昭和 33 年 5 月 16 日

福岡県知事	土屋香鹿
佐賀県知事	鍋島直紹

第 3 節 国との協力

所管の施設における大規模な災害時応援については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」（参考資料 13 を参照）により九州地方整備局と協定を結んでいる。この協定書は、九州地方整備局企画部長と佐賀県県土づくり本部長が、災害対策基本法第 77 条に関して、国土交通省所管施設に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として締結している。

第4節 水防管理団体相互の協力

水防管理団体についても隣接する水防管理団体と予め協力応援等水防事務に関して相互協定を結び、非常態勢の準備を整えておくものとする。

第5節 ボランティア団体の活用

災害時に活動するボランティア団体については、専門的知識・経験・技術や特定の資格を有する「佐賀県防災・砂防ボランティア協会、NPO法人技術フォーラム」を活用する。

また、災害時の情報収集・応急対策等の円滑な実施に資するため、連絡調整、連携を図り災害時体制を整えておく。

第6節 水防協力団体の指定

水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(法第36条、第37条)

なお、法人に準ずるものとして国土交通省令で定める団体とは、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(水防法施行規則第21条)

第 13 章 自衛隊及び警察官の出動要請

1 自衛隊の災害派遣

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、佐賀県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

知事は災害に際して、人命又は財産の保護のため必要ある場合は自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の派遣を要請することができる。

災害派遣要請に係る県の手続きについては「佐賀県地域防災計画第 2 編第 3 章第 6 節自衛隊災害派遣要請計画」による。

2 警察官の出動要請

水防法第 22 条により水防管理者は水防上必要な場合、警察署長に対し出動を要請することができる。

第 14 章 水防管理団体の水防計画

1 指定水防管理団体の水防管理者は、水防法第 33 条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない。

2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会を置く市町にあっては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を置く市町にあっては当該市町村防災会議に諮らなければならない。なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

3 水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、水防計画を知事及び関係機関に送付するものとする。

4 水防計画は、その水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実、通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、できる限り具体的に計画を定める。また、その要旨を公表して住民に周知徹底させるものとする。

第 15 章 水防訓練

1 県の水防訓練

県は、水防工法、避難立ち退き、通信連絡及び応急救護等の総合訓練を各機関団体等の協力を得て実施するものとし、特に必要と認めた場合は、水防工法、通信連絡等を中心とした訓練を地区別に実施するものとする。

2 指定水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体の水防訓練は雨期前に、次の事項について十分訓練を行い、特に一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるよう水防計画に定めなければならない。

【訓練の項目】

- ①観 測（水位、潮位、雨量、風速）
- ②通 報
- ③動 員（消防機関の職員、居住者の応援）
- ④輸 送（資器材、人員）
- ⑤各水防工法
- ⑥排水門等の操作
- ⑦避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第 16 章 水防啓発

県は、5 月 1 日から 5 月 31 日の水防月間中に、県治水砂防協会、水防管理団体と協力し、県民一般に水防の重要性についての広報活動を行い、水防意識の高揚を図る。

水防月間の啓発のため、各市町にポスター、リーフレット、水防のしおりを配布する。

水防活動の理解のため、県内全小中学校に水防関係のリーフレット等を配布する。

第 17 章 その他

第 1 節 避難のための立ち退き

洪水、高潮、津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定に基づき、水防本部長（知事）、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きの準備及び立ち退きを指示することができる。

水防管理者が避難のため立退きを指示したときは、速やかに水防支部に報告し、水防支部は水防本部にその旨報告しなければならない。

水防管理者は、所轄警察署長とあらかじめ避難先、避難経路等について協議し、必要な措置を講じておかなければならない。

第 2 節 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水浸水想定区域（国・県が行う業務）

国土交通大臣及び佐賀県知事は、洪水予報を行う河川、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知する河川及び特定都市河川浸水被害対策法第三条第一項の規定により指定した河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。（法第 14 条）

2 高潮浸水想定区域（県が行う業務）

佐賀県知事は、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。（法第 14 条の 3）

3 市町地域防災計画に定める事項（市町が行う業務）

市町防災会議等は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として市町地域防災計画に次の事項について定めるものとする。（法第 15 条第 1 項、第 2 項）

（1）洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法

（2）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（3）災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

（4）浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

4 洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底（市町が行う業務）

浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町地域防災計画において定められた2の各号に掲げる事項を住民及び滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じなければならない。

5 予想される水災の危険の周知等

市町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深 その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

6 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（市町・地下街等所有者又は管理者が行う業務）

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする（法15条第2項）

7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等（市町・施設の所有者又は管理者が行う業務）

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

市町村長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができるとともに、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者施設利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。（法第15条の3）

8 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（市町・大規模工場等の所有者又は管理者が行う業務）

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（法第 15 条の 4）

県管理河川の水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、関係市町及び公表状況は、以下のとおりである。

平成 31 年（2019 年）3 月 22 日指定・公表（水位周知河川）31 河川

水系名	河川名	洪水浸水想定 区域公表時点	関係市町	洪水浸水想定区域 公表ウェブページアドレス
筑後川 水系	城原川	H31. 3. 22	佐賀市、神埼市、大川市	https://www.pref.saga.lg.jp/ki-ji00367111/index.html
	田手川	H31. 3. 22	神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、久留米市	
	巨勢川	H31. 3. 22	佐賀市、神埼市	
	秋光川	H31. 3. 22	鳥栖市、基山町、小郡市	
	大木川	H31. 3. 22	鳥栖市、基山町	
	寒水川	H31. 3. 22	上峰町、みやき町、久留米市	
	佐賀江川	H31. 3. 22	佐賀市、神埼市	
	通瀬川	H31. 3. 22	みやき町	
	安良川	H31. 3. 22	鳥栖市	
松浦川 水系	松浦川	H31. 3. 22	武雄市	
	半田川	H31. 3. 22	唐津市	
	宇木川	H31. 3. 22	唐津市	
六角川 水系	武雄川	H31. 3. 22	武雄市	
	晴気川	H31. 3. 22	小城市	
	牛津江川	H31. 3. 22	小城市	
	今出川	H31. 3. 22	多久市	
	高橋川	H31. 3. 22	武雄市	
	中通川	H31. 3. 22	多久市	
嘉瀬川 水系	本庄江	H31. 3. 22	佐賀市	
	八田江	H31. 3. 22	佐賀市、神埼市	
	祇園川	H31. 3. 22	佐賀市、小城市	
玉島川 水系	玉島川	H31. 3. 22	唐津市	
	横田川	H31. 3. 22	唐津市	
伊万里川 水系	伊万里川	H31. 3. 22	伊万里市	
	新田川	H31. 3. 22	伊万里市	
有田川 水系	有田川	H31. 3. 22	伊万里市、有田町	
塩田川 水系	塩田川	H31. 3. 22	鹿島市、嬉野市、白石町	
石木津川 水系	石木津川	H31. 3. 22	鹿島市	
鹿島川 水系	鹿島川	H31. 3. 22	鹿島市、嬉野市、白石町	
	中川	H31. 3. 22	鹿島市、嬉野市、白石町	
福所江 水系	福所江	H31. 3. 22	佐賀市、小城市	

県が管理するダム下流の河川（11 河川）の洪水浸水想定区域の指定、関係市町及び公表状況は、以下のとおりである。

洪水浸水想定区域公表ウェブページアドレス

「<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003107516/index.html>」

令和 3 年（2021 年） 4 月公表・令和 6 年（2024 年） 9 月指定

ダム名	水系名	河川名	指定日/更新日	関係市町
伊岐佐ダム	松浦川水系	左伊岐佐川	R6. 9. 19	唐津市
平古場ダム		町田川		伊万里市
井出口ダム		井出口川		武雄市
本部ダム		川古川		有田町
狩立・日ノ峯ダム		狩立川・日ノ峯川		伊万里市
有田ダム	有田川水系	白川川		嬉野市
竜門ダム		広瀬川		
都川内ダム	伊万里川水系	都川内川		
岩屋川内ダム	塩田川水系	岩屋川内川		
横竹ダム		吉田川		

県管理河川（水位周知河川以外）の洪水浸水想定区域の指定、関係市町及び公表状況は、以下のとおりである。

洪水浸水想定区域公表ウェブページアドレス

「<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003107516/index.html>」

令和 7 年（2025 年）5 月 13 日時点

水系名	河川名	洪水浸水想定 区域公表時点	関係市町
松浦川水系	町田川（平古場ダムより上流）、山口川、北牟田川、五藤田川、新川、大森川、悪曾尾川、大谷川、山田川、畑島川、田中川、下平野川、広田川、岸山川、稗田川、志気川、夕日川、坊中川、芳谷川、大野川、伊岐佐川、竹下川、厳木川（厳木ダムより上流）【県管理区間】、平山川、小城川内川、南川原川、千束川、田頭川、楠川、浪瀬川、浦川内川、平之川、墨田川、天川、浦の谷川、潮分川、	R7. 2. 14	唐津市
嘉瀬川水系	嘉瀬川（嘉瀬川ダム下流～官人橋）【県管理区間】	R6. 3. 29	佐賀市
	村川	R7. 2. 5	神埼市
筑後川水系	管生川、勝負川、倉谷川、白木川、頭野川 竜作川、古賀ノ尾川、釜蓋川	R7. 2. 5	神埼市
	中池江川、留浪川、小松川、黒津江川	R7. 2. 5	佐賀市、神埼市
	鯉江川	R7. 2. 5	神埼市
	詫田入江川、馬場川、三本松川、笹隈川	R7. 2. 5	神埼市、吉野ヶ里町
	導師川、西光寺川、坂本川	R7. 2. 5	吉野ヶ里町
	中津江川	R7. 2. 5	神埼市
	切通川、大島江川、井柳川、六地藏川、 切通川放水路、勘太郎川、六田川、船石川	R7. 2. 5	神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町
	開平江	R7. 2. 5	上峰町、みやき町
	干拓川、前川、山ノ内川、江口川	R7. 2. 5	みやき町
	沼川、江島川、沼川放水路、西田川	R7. 2. 5	鳥栖市、みやき町
	浦田川、河内川、轟木川、轟木川放水路、薬師 川、前川	R7. 2. 5	鳥栖市
	山下川、本川川、蓮原川	R7. 2. 5	鳥栖市、基山町
	実松川	R7. 2. 5	基山町
	法司川（福岡県管理河川）	R7. 2. 5	鳥栖市
	高原川、関屋川	R7. 2. 5	基山町
	思案橋川、鳥田川（福岡県管理河川）	R7. 2. 5	鳥栖市
那珂川水系	那珂川【佐賀県管理区間】	R7. 2. 5	吉野ヶ里町
田野新田川水系	田野新田川	R7. 2. 14	唐津市
座川水系	座川、古郷川	R7. 2. 14	唐津市、玄海町

水系名	河川名	洪水浸水想定 区域公表時点	関係市町
有浦川水系	有浦川（藤ノ平ダム下流）、上村川、下村川、 犬吠川、舞川、有浦川（藤ノ平ダム上流）、 名場越川、後川内川	R7. 2. 14	唐津市、玄海町
石田水系	石田川	R7. 2. 14	玄海町
八田川水系	八田川	R7. 2. 14	玄海町
志礼川水系	志礼川、七ッ枝川、谷川、鬼木川	R7. 2. 14	玄海町
浦町川水系	浦町川	R7. 2. 14	唐津市
野元川水系	野元川	R7. 2. 14	唐津市
潟川水系	潟川、洲山川	R7. 2. 14	唐津市
江頭川水系	江頭川	R7. 2. 14	唐津市
呼子川水系	呼子川	R7. 2. 14	唐津市
橋本川水系	橋本川、西郷川	R7. 2. 14	唐津市
浦川水系	浦川	R7. 2. 14	唐津市
佐志川水系	佐志川、中代川	R7. 2. 14	唐津市
玉島川水系	牟田川、野田川、金草川、谷口川、下南山川、 小川、今坂川、真手野川、坂田川、狩川川、 樽門川、滝川、仁部川、桑原川、野井原川、 馬川川	R7. 2. 14	唐津市
河内川水系	河内川	R7. 2. 14	唐津市（馬渡島）
大大泊川水系	大泊川	R7. 2. 14	唐津市（加唐島）
伊福川水系	伊福川	R7. 5. 13	太良町
江岡川水系	江岡川	R7. 5. 13	太良町
早垣川水系	早垣川	R7. 5. 13	太良町
多良川水系	多良川	R7. 5. 13	太良町
嫁川水系	嫁川	R7. 5. 13	太良町
多良川水系	高野川、流矢川	R7. 5. 13	太良町
嫁川水系	蓮十川	R7. 5. 13	太良町
糸岐川水系	糸岐川、小谷川	R7. 5. 13	太良町
小田川水系	小田川	R7. 5. 13	太良町
破瀬ノ浦川水系	破瀬ノ浦川	R7. 5. 13	太良町
休石川水系	休石川	R7. 5. 13	太良町
亀ノ浦川水系	亀ノ浦川	R7. 5. 13	太良町
田古里川水系	田古里川	R7. 5. 13	太良町
今里川水系	今里川	R6. 9. 19	太良町

国管理河川の水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定及び公表状況は、以下のとおりである。

河川別洪水浸水想定区域指定・公表一覧（国管理河川）

整備局名	水系名	河川名	洪水浸水想定 公表時点	洪水浸水想定 HP アドレス
九州地方整備局	筑後川	筑後川	R1. 7. 1	筑後川河川事務所 洪水浸水想定区域図 https://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/shinsuisoutei/
九州地方整備局	筑後川	早津江川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	筑後川	佐賀江川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	筑後川	城原川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	筑後川	田手川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	筑後川	宝満川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	嘉瀬川	嘉瀬川	H29. 3. 29	佐賀河川事務所 洪水浸水想定区域図 https://www.qsr.mlit.go.jp/saga/bousai_info/index.html
九州地方整備局	嘉瀬川	祇園川	H29. 3. 29	
九州地方整備局	六角川	六角川	H28. 5. 30	武雄河川事務所 洪水浸水想定区域図 （六角川水系） https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/prepare_bousai/kouzuinsuisouteikuiki.html （松浦川水系） https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/prepare_bousai/kouzuinsuisouteikuikimatuura.html
九州地方整備局	六角川	牛津川	H28. 5. 30	
九州地方整備局	六角川	武雄川	H28. 5. 30	
九州地方整備局	松浦川	松浦川	H29. 3. 29	
九州地方整備局	松浦川	徳須恵川	H29. 3. 29	
九州地方整備局	松浦川	厳木川	H29. 3. 29	

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

沿岸名	浸水想定区域 公表時点	関係市町	浸水想定区域 公表HPアドレス
有明海沿岸 （佐賀県）	R4. 3. 31	佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、 鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、 吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、 大町町、江北町、白石町、太良町	https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00385251/index.html
松浦沿岸 （佐賀県）	R4. 3. 31	唐津市、伊万里町、玄海町	

市町で作成する洪水ハザードマップの公表状況は以下のとおりである。

水系名	河川名	公表時点	関係市町	洪水ハザードマップ公表HPアドレス
筑後川水系 嘉瀬川水系 六角川水系 福所江水系	筑後川、早津江川、城原川、巨勢川、佐賀江川、八田江、嘉瀬川、本庄江、福所江、六角川、牛津川、祇園川	H21 年度 H30.3 改訂	佐賀市	http://www.city.saga.lg.jp
松浦川水系 玉島川水系	松浦川、徳須恵川、厳木川、半田川、宇木川、玉島川、横田川	H22 年度 H31.3 改訂	唐津市	https://www.city.karatsu.lg.jp
筑後川水系	筑後川、宝満川、安良川、大木川、秋光川、大刀洗川	H22 年度 H31.3 改訂	鳥栖市	http://www.city.tosu.lg.jp
六角川水系	牛津川、中通川、今出川	H20 年度 H31.3 改訂	多久市	https://www.city.taku.lg.jp/soshiki/17/9044.html
松浦川水系 伊万里川水系 有田川水系	松浦川、徳須恵川、伊万里川、新田川、有田川	H20.6.6 R2.3 改訂	伊万里市	https://www.city.imari.saga.jp
六角川水系	六角川、武雄川、松浦川、高橋川	H22.6.1 R3.3 改定	武雄市	http://www.city.takeo.lg.jp
塩田川水系 鹿島川水系 石木津川水系	塩田川、鹿島川、中川、石木津川	H22.3.24 R2.3 改訂	鹿島市	https://www.city.saga-kashima.lg.jp
六角川水系 嘉瀬川水系 福所江水系	六角川、牛津川、祇園川、今出川、牛津江川、晴気川、福所江、嘉瀬川	H21.4 R2.3 改訂	小城市	http://www.city.ogi.lg.jp
塩田川水系 鹿島川水系	塩田川、鹿島川	H22 年度 H31.3 改訂	嬉野市	http://www.city.ureshino.lg.jp
筑後川水系 嘉瀬川水系	筑後川、佐賀江川、城原川、田手川	H19 年度 H29.3 改訂 R2.3 改訂	神埼市	https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/7653.html
筑後川水系	城原川、田手川、筑後川	H21 年度 H30.2 改訂 R3.10 改訂	吉野ヶ里町	http://www.town.yoshinogari.saga.jp
筑後川水系	秋光川	H22 年度 H31.5 改訂	基山町	http://www.town.kiyama.lg.jp
筑後川水系	筑後川、田手川、寒水川	H21 年度 H29.3 改訂	上峰町	http://www.town.kamimine.lg.jp
筑後川水系	筑後川、通瀬川、寒水川、田手川	H21 年度 R2.4 改訂	みやき町	http://www.town.miyaki.lg.jp
座川水系 有浦川水系 石田川水系 八田川水系 志礼川水系	座川、古郷川、有浦川（ダム下流）、上村川、下村川、犬吠川、舞川、有浦川（ダム上流）、石田川、八田川、志礼川、七ツ枝川、谷川、鬼木川	R7.3	玄海町	https://www.town.genkai.lg.jp/site/bousai-portal/62678.html
有田川水系	有田川	H20.4 R2.3 改訂	有田町	https://www.town.arita.lg.jp/main/10879.html

六角川水系	六角川	H21. 4. 1 R2. 3 改訂	大町町	http://www.town.omachi.saga.jp
六角川水系	六角川、牛津川	H19 年度 H30. 5 改訂	江北町	http://www.town.kouhoku.saga.jp
六角川水系 塩田川水系	六角川、塩田川	H22 年度 H31. 4 改訂	白石町	http://www.town.shiroishi.lg.jp

市町で作成する高潮ハザードマップの公表状況は以下のとおりである。

沿岸名	公表時点	関係市町	高潮ハザードマップ公表ＨＰアドレス
有明海沿岸	R5. 3	太良町	https://www.town.tara.lg.jp
	R4. 9	鹿島市	https://www.city.saga-kashima.lg.jp
	R5. 1	大町町	http://www.town.omachi.saga.jp
	R4. 8	小城市	http://www.city.ogi.lg.jp
	R6. 3	神埼市	https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/7653.html
	R7. 2	吉野ヶ里町	http://www.town.yoshinogari.saga.jp
	R4. 4	上峰町	http://www.town.kamimine.lg.jp
松浦沿岸	R5. 4	伊万里市	https://www.city.imari.saga.jp
	R5. 3	唐津市	https://www.city.karatsu.lg.jp
	R7. 3	玄海町	https://www.town.genkai.lg.jp/site/bousai-portal/62678.html

第3節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される次に示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担命令権限証
〇〇消防団〇〇部長
何 某
上記の者に 区域における水防法第 28 条
第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日
〇〇水防管理者(〇〇消防機関の長)
何 某 ㊟

3 公用負担命令書

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使する者は、原則として次に示す証票 2 通を作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡さなければならない。

第 号
公 用 負 担 命 令 書
目的物 種類 員数
水防法第 28 条第 1 項により(収用処分)する。
年 月 日
〇〇水防管理者(〇〇水防機関の長)
何 某 ㊟
〇 〇 殿

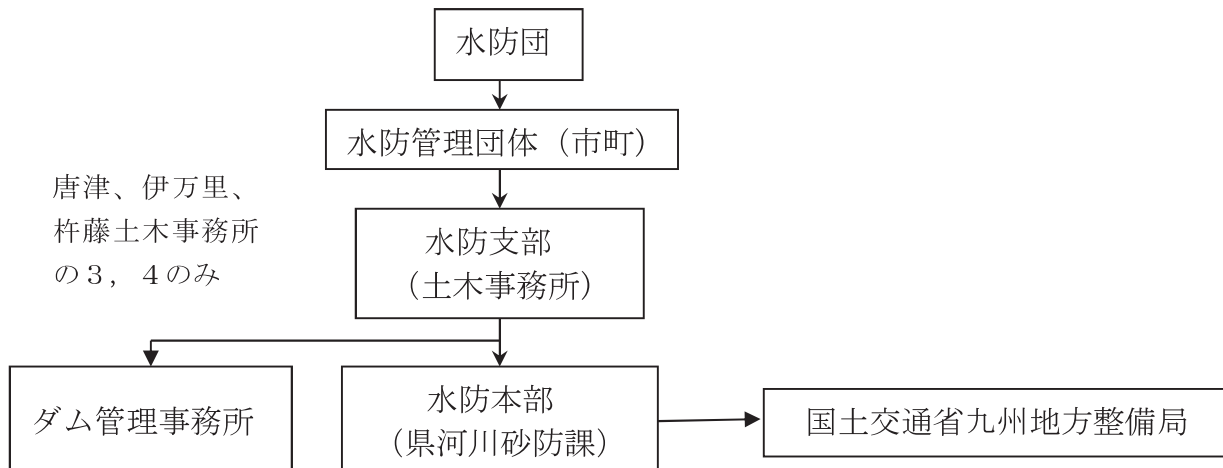
4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第4節 水防活動報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況をP80～84に示す様式により、すみやかに水防支部（土木事務所）を経由して水防本部に報告するとともに、水防本部は当該水防管理者からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

- 1 水防活動状況報告
- 2 一般被害一覧
- 3 避難状況報告
- 4 浸水区域等を記入した市町図



水防団活動実施状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な活動内容

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な活動内容

<留意事項>

- ・水防団等名は〇〇水防団(消防団)と記載
- ・水系名・河川名は活動内容が内水対応等で不明であれば空欄で可
- ・主な活動内容は巡視、土のう積み、避難の声かけ、避難誘導等の活動内容を記載

水防支部からの報告

1. 水防支部は水防活動を実施した場合は当該活動の終了した日の属する月の翌月の5日までに水防本部に必着するよう報告様式1及び2により実施状況を報告しなければならない。
2. 水防管理団体は、1に準じて報告様式1及び2により水防支部を経由し、水防本部長に報告しなければならない。

報告様式1

水防活動実施報告											
○○水防支部 ○○水防管理団体(月分)											
出水の概況		川 氾濫注意水位(警戒水位) m 雨 量 mm									
水防実施箇所		川 左岸 地先 m 右 									
日時		自 月 日 時 至 月 日 時									
出動		水防団員		消防団員		その他		合計			
人員		人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法											
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他		
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人			
使用資器材	土のう					居住者の 出動状況					
	シート類										
	縄・ロープ類					水防関係者の 死傷					
	杭・丸太・鉄杭										
	その他					雨量・水位の 状況					
水防活動に関する 自己批判 備考											
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。											

〇年大雨・台風〇号における水防活動
(佐賀県〇〇市消防団〇〇分団・〇年〇月〇日～〇日)

○概要
〇〇市消防団〇〇分団は、〇年〇月〇日、(台風〇号の影響に伴う)集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	▪土のう積み(300袋) ▪避難誘導(20世帯) ▪排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図